

れから考える高度化法案ないしは情報通信基本法案というものは、以前御議論をいただきましたようなものとは若干異なっておりますかと思ひます。

つまり多少具体的に申し上げますと、新規参入なり競争原理が導入されるような事業環境にあるという点を前提として高度化法案になりますので、それを前提としてこれから電気通信の将来的な指針をまず定めて、それから電気通信事業に関する育成、振興というようなものがその主たる内容になるかと思ひます。しかば、プライバシー保護ないしはデータ保護の問題がこれとどうかかわるかの問題につきましてはこれから鋭意検討するところでございますけれども、昨日もちょっと申し上げましたように、広い意味でのプライバシー保護という問題につきましては、個人データの管理なり利用なりあるいは流通なりといったようなものをいかにし、あるいはいかにそれを制限するかという問題でございますので、単に情報通信分野のみではカバーし切れませんので、私どもが立法いたします際には、通信行政を主管する立場から、この問題がどのようにかわってくるかという観点からこれを検討することにいたしております。

○伊藤(忠)委員 考え方について理解することができました。当面、事業法に關連する問題については第三者も含めて、これは法の執行と絡めてコントロールの具体的な対処をやつていく、あと一般的にあるいはもっと基本的なフォーロウしなればいけない諸問題が残っているもので、それについては情報基本法と問題も絡みますけれども、これは今後本腰を入れて検討を深めていく、こういうふうな理解していいと思うのです。このことに關連しまして、総務庁の方、ひとつ考え方を明らかにしてほしいと思ひます。

○藤澤説明員 プライバシー保護についてのお尋ねでございますが、昨日来御議論ございますように、プライバシー保護の問題につきましては、国民の権利、利益を擁護するという観点から非常に重要な問題であると我々も認識しております。し

たがいまして、個人情報を取り扱いに關しましてはプライバシーの侵害が起らないような対策を講ずる必要があるということは当然のことでございます。

なお、政府におきましては、臨時行政調査会の答申にもこの面の御答申、御指摘がございまして、その後五十八年五月並びに本年一月の二度にわたります行革大綱におきましてもこの問題を取り上げまして、具体的な検討を進めるといふような御方針が出されております。その御方針に従ひまして私ども現在各省庁の局長クラスによつて構成される連絡会議等の場におきまして検討を進めているところでございます。

○伊藤(忠)委員 今、総務庁の方から見解の表明がございましたけれども、いづれにしても、高度情報化社会がこれから本格化する中でとりわけプライバシー保護の問題については早急に万全の対策をとつていく必要があると思ひます。そういう意味においては、もちろん郵政省が当面情報通信に關する分野では主導的な立場をとられるのでしようけれども、総務庁の立場としても国民全体のプライバシーを守つていくために、国の政策としてその具現化のためにぜひとも積極的な検討をいただきたい、このように要望しておきたいと思ひます。

続きまして回線開放の問題について私の方から質問させていただきます。

実はいろいろな角度から今日まで質疑がなされているわけですが、結局、意外と市場参入だとか競争原理の導入だとかという視点で物事がとらえられがちなんですけれども、帰するところ、それは電電公社が持っている通信回線を自由に利用できるような非常に便利である、そういうことがなければ高度情報化社会の形成に向けて対応できないというのが根柢の要求ではなかったのか、私はこのように考えるわけですが、

とりわけ、少々歴史を振り返つてみれば、第一次の回線開放がたしか昭和四十六年になされておると思ひます。これは民間のデータ通信のため

の回線網が利用できるようにすべきであるという要求が起つてきて、その部分について回線利用が開放された、かように私は理解をしているわけですが、それだけでは不十分だということになります。昭和五十七年ですか、第二次の回線開放が行われたと思ひます。この第二次の回線開放の段階ではそれまで相当規制をされてきました共同使用や他人使用や相互接続の問題について、これを廃止あるいは緩和をするという方法がとられたと思ひます。このように回線の自由化が段階的に今日までとられてきたわけですが、それを可能にしたのは、言うまでもなく先刻来論議がございましておる全国自動即時ダイヤル化、あるいは申し込めばすぐく電話という体制がしかれていて成り立つた話でありまして、これが高度情報化を今後形成していくその基盤だと思ひます。

ところで、そういう認識に立ちますときに、私の方から電電公社に伺いたいのですが、二次にわたる回線開放によつて今日に至るも回線のオールフリー、自由化が規制されているという部分は一体何%ぐらい残っているのか。今日までほとんど自由にやれるようになったと思ひますが、なおかつ、この部分は規制をされていて、思うように民間の皆さんが電電から回線を借りて自由に使うことができないという部分が残っているんでしゅうかどうか、その点についてまずお伺いしたいと思ひます。

○章加説明員 お答えいたします。今、先生のおっしゃる通りに、二次にわたる回線開放によつて私どもの回線を利用しているいろいろ新しい事業を行うことができるようになったわけでございます。この過程におきまして、今お話しのようにデータ通信、さらには中小企業のV A Nというような形での開放が行われたわけでございますが、一般的な通信処理の分野等につきましては今のところ制限がある、このように考えている次第でございます。

○伊藤(忠)委員 パーセントで言うのは非常に答えにくいだろうと思ひますが、大体これまで制限を解いてきましたね。あとどれくらい残っているのですか。それを解けば完全にフリーになるのですか、そのあたりを聞きたいのです。

○章加説明員 パーセントと言われてもちょっと数字であらわすのは非常に困難だと思ひます。○伊藤(忠)委員 どういうケースだけ残っているのですか。

○章加説明員 先ほど申し上げましたように、いわゆる回線を借りて包括的な形で通信処理、いわゆるV A Nを行うような場合、それから電話を再販売を行うというような形、こういうものが現在のところ制限を受けている、このように理解しております。

○伊藤(忠)委員 その部分だけが残っていて、それが自由に思うように使えれば、結局回線の自由使用ですか、これはすべて民間の皆さんにお使いいただけるというところまで来ているわけですね、残っているのはそこだけなんです。

このように回線の自由化要求が強まってきたというのは、これは何度も言われておりますように、結局一般の市民生活に欠かれない家庭電話とか小さな事業所の電話ではなくて、それはもう財界や情報通信業者の団体の皆さんが十年以上におたつて、毎年毎年いろいろな角度からいろいろな格好で回線を自由に使えるようにしてほしい、しるという、圧力に似たようなもので自由化を迫ってきたというのは歴史的な事実だと思ひます。

したがって、だれがどのように要求しようが、結局そういうふうな回線が自由化されてきて、今言いましたように、V A Nだとか再販と言われましたけれども、これが本当に自由に回線を利用できるような範疇と考へていいのかどうか私は異論を持つておりますが、いづれにしてもそういうものだけが残っていない。そういうものが完全に自由になれば、これは十分対応できると思ひますが、その点について公社どうでしょうか。

○章加説明員 お答えする前にちょっと訂正させていただきます。先ほど申し上げましたはかに、専用線の共同使

用、他人使用が制限されております。今回の事業法の中ではこれらが自由になる、このようになりま。したがって、他人使用、共同使用、さらには広い意味での通信処理、さらには再販、このように御理解いただきたいと思ひます。

今、御質問のように今回の事業法の中では、いわゆる共同使用、他人使用、さらには包括的なVANの通信処理の利用、さらには電話再販というものの規定が削除されて、すべて自由になる、このような考え方がとられておるわけでございます。その場合、電電公社といたしましては、再販と言われております第二種電気通信事業者が公衆網と専用線とを接続してもつばら電話サービスを提供するような単純再販を行つて場合については、現行の料金体系を前提とする限り新会社の経営に著しい影響を及ぼすと理解いたしておりますので、これについては契約約款において制限が必要であると考へておりますが、それ以外につきましても自由な利用が望ましい、このように考へておる次第でございます。

○伊藤(忠)委員 郵政省に伺ひます。

五十年あたりから、今も申し上げましたとおり回線利用の自由化についていろいろな圧力といひますか要望、そういうものが強められてきてまして今日まで段階的に開放がされてきたと思ひますが、そのときどきの対応の仕方、私ずつと見させていたいただきましたその範囲に限り、高度サービス分野での自由使用、高度サービス——基本サービスじゃないですね、高度サービス分野での自由使用は時の流れだし、郵政省としてもそういういろいろな要求に対しては対応していこうという姿勢に一貫をしてきた、こう思ひます。その点についてどうでしょうか。

○小山政府委員 現行行われております公衆電気通信法の体系並びに電信電話公社というものと一体になった法制のもとでは、要するに電気通信の利用というのは、公衆電気通信に限っては電電公社の独占を維持するのが基本でございます。それはなぜかというならば、電電公社が集中的にすべ

ての電気通信に関するサービスを全面的に責任を持つてやるためには、その責任を持つてやるための妨害になると言うと言ひ方がおかしいのです。が、阻害するような要因というのは、現在の法体系では排除していくというのが原則でございます。

したがひまして、電話というふうなものについては最も収入の多い分野でございますので、こういった収入が侵されて財務的な影響を与えるということになりま。これは公衆電気通信法の法体系の中における原則が崩れるわけでございますので、どうしてもそういった以外の高度サービスというところから要望にこたえていったというのが実情でございます。

○伊藤(忠)委員 そうすると、法体系が崩れるからそういう姿勢で来たのであつて、つまり公衆電気通信サービス、これは公共性が極めて高く、国の電気通信行政の私は基本に座るものだ、基軸に座るものだと思うのですが、そのことをまず守るということが一方にある、それがベースに据えられて、高度情報化社会でいろいろな通信処理をやられる分野は、その部分というのは、これはもちろん一定の分野を認めていくには、柱として貫いておるのは公衆電気通信サービス、いわゆる基本サービスなんだ、これを守っていくのが必要なんだという考へ方で対応されたのか、法体系を守るためにやられたのか、その辺はどつちなですか。

○小山政府委員 ただいまの法体系というのは、形で言えば法体系を申し上げたのですが、今の考へ方は、公衆電気通信サービスというものを電電公社が一元的に行うことが国民の皆様の利用にとって最高の姿であるという原則から出発しております。したがひまして、今、先生の御指摘の両面はそういう考へ方で貫かれていたのではないかと思ひわけでございます。

○伊藤(忠)委員 局長の答弁については、随分心情的にじみ出ていると思ひますね。私も昨日来お話を聞いていまして、なかなか言ひづらい点も

あるでしょうし、こういうふうな法案が出てくる中でどのようにコンセンサスを取得していくのかという点で苦労があると思ひます。いづれにしましても、これまでの議論の中で明らかにされていることは、電話サービスの新規参入が現実にはそう簡単にはいくものではない、こういうことは昨日の答弁でもそういうニュアンスであつたと思ひます。私も客観的に見まして実際にそうだと思ひます。

それは、もちろん新規参入の業者の皆さんというのはやる気満々でやられるでしょうけれども、これまで百十年の歴史を持つて電電公社がずっと全国的に日本列島のネットワークを張ってきたというのに対して、それを上回るサービスを全体、全域にできるかどうかというところはなかなかわけです。から、特定のところをねらつてやるといふことがあつたにしても、これは相当困難な条件だつてあると思ひます。問題は、そのような実態論あるいは市場参入を前提にしました議論にあるのではなく、一國の情報通信をつかさどるに当たつて、新電電には電話サービスを義務として課しているのは、これは局長の答弁でもございまして、いかに情報化社会といへども基本サービスというのは通信の基軸に据えていこうという国家政策の具現化だと私は思ひます。電通局長の答弁は、先ほどの答弁も含めてそのような趣意を体しての発言であつたと思ひます。

そこで郵政大臣に伺ひたいのですが、実態的にも政策的にも電話サービスというのは一元的運営が本来望ましい、そのような考へ方で対処していくことの心情を含めた御答弁を賜りたいと思ひます。いかがでございましょう。

○奥田田務大臣 今、先生の御指摘のとおり、新しい多様なニューメディアの出現によつて、今回基幹回線の自由化も審議をお願いして開放しようとしておるわけでございますけれども、あくまでも通信の基軸は電話サービスである。国民生活にも最もかわりのある形で、ここ当分の間は電話が通信の基軸であるということとは間違ひない事実でございます。

今日いろいろ新規参入の問題も、私たちは大いに競争原理を働かす上から関心を持つと同時に歓迎するという態度でおるわけでございますけれども、しかし建前論は別として、現実として大変な技術あるいは資金あるいは人材等々を含めまして、私の個人的な観測も含めてでございますけれども、そう簡単には今日の百年にわたつて築き上げてきたこの全国ネットワークの形成、しかもディジタルサービス網をいち早く今日基礎的に構築をして、あまねく全国の各戸に回線網を持つておるといふ形の新電電に拮抗し得るといふ新会社は、これは頭では考へても現実問題としてはとても問題にはならないと思ひます。

そういった意味合ひにおいて、今後とも公益的な公共的なサービスをあまねくやり得るのは新電電以外にはないわけでございます。電話を基軸としたそういう公共的性格の使命を全うしたいだけ、そういう形は今後とも新電電にお願ひせざるを得ないという実態であり、それだけにまた新電電には、民営化された形であるとはいへ、従来の公衆通信法で定められた使命、責務を継承していただくことになるわけでございます。

○伊藤(忠)委員 この問題については、大臣の答弁を受けてましてひとまず横に置かしていただきます。

次に、第一種と第二種の区分についてお伺ひしたいのですが、第一種通信事業者と第二種通信事業者の区分というのはこういうことだと私は理解しておるのです。第一種通信事業者は回線や交換機など通信設備をみづから所有する場合、これがさうだと思ひます。第二種事業者は第一種事業者から回線を借りて事業を行つ、一口に言ひましてそのように考へるのですが、それでよろしいですか。

○小山政府委員 御指摘のとおりでございます。○伊藤(忠)委員 そういふことでございませう。第二種事業者は回線を第一種事業者から借りまして、VANのように交換機のみを所有するということが当然あり得る、このように考へるのです。

が、そうですね。
○小山政府委員 そういう業態もあり得ることでございます。

○伊藤(忠)委員 今、答弁いただきましたように一種と二種の業者の形態の違いというのですか、それが明らかになったと思うのですが、そうしますと第二種の交換機というのは一種の業者から見ればPBXの例のように端末機的使用、このように当然考えられると思うのですが、そうですね。

○小山政府委員 そのとおりでございます。
○伊藤(忠)委員 次に、単純再販について質問をさせていただきます。

単純再販というのは新電電から通信回線、これだったら専用線だと思ふのですが、専用線を借りまして、それをまた販売して業を営むというのですか商売をする、こういうことでしょうか。

○小山政府委員 そのとおりでございます。

○伊藤(忠)委員 専用線というのは通信量の多い区間に貸し切りで設置される通信回線なんですね。主に企業が本社とか支店の間をつなぐ、あるいは工場と本社などの間をつなぐ、その通信用に借りるケースが多いように考えているのですが、そうですね。

○小山政府委員 現在の利用形態はそのような形になっております。

○伊藤(忠)委員 そこで電電公社に伺いますが、電電の専用線サービスにはいろいろな規格があるというふうに聞いています。例えばJ規格とかI規格とかD2とか、これは回線のサービスメニューですね、こう聞いておるのですが、例えばJだったら何回線、Iだったら何回線、D2だったら何回線、この辺についてちょっと聞かしていただけないでしょうか。

○章加説明員 お答えいたします。

今、先生の御質問は、D規格で電話一回線というのに対して、I規格では何回線、J規格では何回線ということだと思ふのですが、I規格の場合には十二回線、J規格の場合には六十回線と

る、こういうことでございます。

○伊藤(忠)委員 念のために伺っておきたいのですが、そうしますと、例えばそれらのJとかIとかD2とかの専用線を東京・大阪間で電電から借りるとします。そうしますと、その一カ月の間の料金というのは現在いかにほどになっておりますか。

○章加説明員 お答えいたします。

I規格の場合でございますが、東京・大阪間でございまして一カ月二百八十万でございます。それからJ規格の場合でございますが、八百万でございます。D2規格が三十五万でございます。

○伊藤(忠)委員 そうしますと、これらの専用線を借りまして東京・大阪間で再販事業、商売をするということですから、J規格の六十回線を全部D2規格の料金、一カ月一回線三十五万円でお客様がついて売った場合に、これは三十五万掛ける六十回線で二千百万円、J規格が一カ月八百万掛ける六十回線で四千八百万円、I規格が一カ月一億二千百万円、差し引き一千三百万円もうかるのです。単純計算で、そうなりますね。それに間違いありませんか。

○章加説明員 そのとおりでございます。

○伊藤(忠)委員 これはもう大変なもうけだと思ふのです。何もせずにそれだけもうかるのです。例えば電電の側が、それは回線は貸しましたけれども今度交換機を通じて市内網に接続をする必要があるんだからその分は経費としていただきますよということを言ったにしても、それでその接続料を例えば三百万円取ったにしても一千万円もうかるのです。一月に一千万、これはだれだつてやるじゃないですか。自分で回線を引く必要はない、電電から借りてきて、電電が全部そういう接続の作業なんかやってくれてどうぞお使いくださいということになるわけで、結局また貸し、言うならばブローカーみたいなものです。巨額の富を得ることができ。例えば電電公社のD2規格が今は公定価格が一カ月一回線三十五万円。それを二十万に値段を下げて販売したにしま

しても、どうですか、もうけは四百万円あります。何もせずにぬれ手でアワで四百万円もうかるのです。これが高速デジタル回線の場合は、これから建設されていくものですが何回線ですか。

○章加説明員 現在検討いたしております高速デジタル回線は六十四キロビットから六メガビットまでの間六種類をサービスとして提供するよう考えております。

○伊藤(忠)委員 それは何回線とれますか。

○章加説明員 先ほどのD、I、J回線の場合は帯域回線でございます。この場合は符号回線でございますので、一概には言えませんが六十四キロビットで電話一回線とれるといたしますと、その比率で六メガビットの場合には百回線、こういうことになるわけでございます。

○伊藤(忠)委員 聞くとこによりますと、この高速デジタル回線というのはこの秋あたりからやられるというのです。それで、その専用線を一回線借りることによって百回線とれるのです。これはますますもうけが上がるじゃないですか。民間の皆さんは恐らくそういうことをもう御存じだと思ふのです。当面そういうふうにデジタル網が広がるから、そのところに目を付けて、専用線を借りてまた貸しをするだけで何もせずにばつと利益が入ってくるわけです。

もう一点伺いたいのですが、値段を下げればいいじゃないかという話が一方出ます。これに反論するという意味ではないのですが、その回線は時間帯を割って貸すことができるのでしょうか。Aというお客さんには三時間あるいは午前中、Bというお客さんには午後、Cというお客さんには夜間だけというふうに時間帯を区切って契約すれば、一つの回線でこれまた三倍もうかる、このように私は判断をするのですが、当然そういうケースは起こり得ますか、どうでしょう。

○章加説明員 今の御質問でございますが、今回の法律が成立いたしました場合には今のような形での利用は可能でございます。

につきましては、現在、先ほど申し上げましたいわゆる帯域をもつて行方D、I、Jのような回線から、今後はデジタルのいわゆる符号回線に移ってまいりまして、その際には、料金について今後郵政省の御指導を得ながら変えていくということ、また今後専用線の販売を行う場合にはお客様との間の契約約款の中で解決していく、このようなことでございます。

○伊藤(忠)委員 そうすると総裁に聞きますけれども、あなた今いろいろ耳打ちされましたが、では、あなたは単純再販のサービスができるということは大いに賛成なんですか、明らかにしてください。

○真藤説明員 今度の法案の中に、今申しましたように個々のそういう場合の契約の約款というのは郵政省の認可を得ながらやる、認可の法則ができ上がると思いますが、それと現在の専用線の料金というものはそれに従って適当に修正されるべきものだと思っております。

原則といたしまして、私どもは現在の法案のあり方ということをお願いしておるわけでございまして、それがどういふことかといふと、いろいろ御議論いただきましたように、今、大臣もおっしゃいましたが、私どもは、とにかく何とかかんとか申しましたも、当分の間全国的な基幹サービスである電話の責任を持たなければならぬ。その責任が持てるようにするために、今のようないすにおける約款については郵政省の方で御指導いただくながら決めていくということになっておるわけでございまして、これは裏表の問題でございまして。もし仮に電話の単純再販をやつてはいかぬというところに制限されますと、今度はまたその裏返しになりまして、私どもにまたいろいろな制限を行政当局としては加えてござるを得ないというふうでございまして、その辺の問題いろいろ考えましたけれども、今度の法案の趣旨から申しまして、できるだけ弊害の起こることをくぎどめしながら、できるだけ自由な動きができるようにという考え方で今の法案ができ上がっているという

ふうに御了解いただきたいと思ひます。

○伊藤(忠)委員 総裁さうおっしゃいますけれども、私考えるのですが、この単純再販というものは、一種の参入なさる民間事業者の場合が、みずから設備を開発しまして品質も電電のやうなものと同等レベルの品質で提供しようと思ひますと相当苦勞があるということは大臣だつてお認めになつたわけですね。實際的に言うところのやうなことはなんですか。いろいろ問題が絡んでくるのです。単純再販というものはさうではないでしよう。電電のやつて品質そのまゝを提供できるのです。さうしたら後は料金が安ければ利用する、これは事業者電話というのですか企業電話なんかは当然に歓迎するのじゃないですか。さうしたら一種事業者が何ぼ商売をやつたつて、そちらにいくよりも単純再販そのものは相当メリットがあるからその業者というほうにとふえますよ、私はさう思ふのです。

それでも一つ考へるのは、つまり電話サービスの単純再販でうんともつて、財政基盤、体制をつくつて、それからVANにどつと進出するといふ方法ですよ。考へられるじゃないですか。ですから総裁に言ひたいのですが、法案ができたやうな前提に立つて物を言つてもうらうのは困るのですよ。そんなことを僕は話してない。この法案といふのは適切なかどうかといふことを今、議論しておるのであつて、この法案ができた前提に立つてさういふやうなことをやつていききたい、郵政省にお願ひしたいと言ふ前に、当事者の電電公社としてはさういふサービスといふのは大いにいいものだ、いやそれは困つたものだ、どちらを考へてみえるのかお答えいただきたいと思ひるのです。

○児島説明員 ちょっと専用線の歴史を振り返つてみたいと思ひますが、さういふことも、電話をなかなかつけれないといふことの場合には、私ども専用線は基本にお貸しするものじゃない、商品ではないといふ立場でやつてまいりました。その後、設備の拡充が進むにつれて回線も潤

沢になりましたので、丸ごとお貸しして使つていただくという時代に入りました。その場合に想定しましたのは非常に素朴な使い方でありまして、電話だけで使つていただく、その後だんだん規格、技術力が進んでいって、その他のコンピュータにもつなげて使うといふやうなことになると思います。さういふ歴史的背景の流れて私どもの営業政策としての専用線をどう観念するか、その料金をどう設定していくか、これは正直申し上げて現在そぐわない面を持つておると思ひます。したがういふ、この改正と申しますか、基本的にどう考へるか、これは大変大きな命題だと思つております。

さらに加えて、今回VAN業者といふやうなものがあり、ここで法案で想定しておるやうな自由な回線利用といふことになりまして、私どもとしてはこれは基本的に考え直さなければいかぬと思つております。

それから、今、伊藤先生御指摘のやうに、電電公社から丸ごと買つてそれを細かく割つて、また端末の方は私どもの電話機につなげ、さういふやうな電話を又借りをしてやるといふやうな電話の再販、これについては私どもは絶対に認めることはできない。私どもとしても少し整理はいたしますけれども、単に又借りをして、そこで簡単な格好で利潤を上げられる、これでは私どもの基盤が崩れますので、そこは基本的に考へていきたい。現在の時点ではこれを電話の再販に使うといふことは私どもは反対の立場でございます。

○伊藤(忠)委員 郵政省はどうでしょう。

○小山政府委員 今の法制のもととそれからこれから先といふものがちよつと混同されがちでございますけれども、今はさういふ単純再販といふのは前提にしておりませんので、料金もそんな料金になつておりません。それから、では今度法律案がこゝで御決定いただいて法律となつた場合にどうなるかと申しますと、この第一種事業者と第二種、借りる人との関係はどういうところできるかといふと、これは約款で決めることにな

つております。この約款というのは、第一義的には第一種事業者と第二種事業者との間の私的自治といふのが先行いたしまして、行政官庁が最初からここに介入するといふことはいないわけですね。

ただし、さういふにしても、基本的にどういふ認可の態度をとるかといふことになつてまいります。これは一にかかまして料金との関係になつてくると思ひます。例えば、現在における料金が、先ほど営業局長の方からいろいろお話がありましたやうな料金、それを建前にして――それはどういふ建前かといふことは、再販を建前としておりませんものとにつくられた料金でございます。その料金のもとにつくられたものが今度は再販、VANのやうに加工しない単純再販によつて利用されるということになりましたらばこれはどうかといふことですが、法律的なことを言うといふわけないのですけれども、この約款の認可でございますが、三十一條の第二項に

「認可の申請が次の各号に適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならぬ。」といふのがあります。その中の第四号「電氣通信回線設備の使用の態様を不当に制限するものでないこと。」といふやうなことです。

そこで、今のやうな事態が不当に制限した形で第一種事業者が制限するかどうかといふ判断になるのですが、私ども考へるには、そのやうな前提条件でつくられた料金のもとではこれは不当に制限するものじゃない。だから、もしさういふものが約款として単純再販に於いて認められないといふことは約款であるならば、それは認可してもよいと思つております。したがつて、単純再販といふのははしませんといふ約款があつてもよいと考へております。

○伊藤(忠)委員 さういふ約款を当事者間で取りついても、相手が再販業者である、しかも電話の本当に単純再販でやるという場合が明確になつてくる場合にはそれは認可をしないといふことで、今おっしゃつたことは、郵政省の方はその辺はきちつと整理できるというのですか。さういふこと

ですね。

○小山政府委員 先ほど申し上げましたやうに、料金とのかかわりがありますけれども、ただ第一種事業者がそれでもつていいんだといつて認可申請してまいりますと、これはまず私的自治の問題でございまして認可する、それはそれで結構。しかし、料金が単純再販をするやうにできておりませんからそれははしませんと言つても、それは不当な圧力をかけたといふのは我々は見ない。したがつて、さういふ約款があつても認可するといふことでございます。

○伊藤(忠)委員 だから約款が成立しておれば、これは当事者間の問題ですから省の方としてはどうしようもない。もしもめた場合、トラブつていゝ場合、電電はなかなか貸してくれないと業者は訴えてくる。電電は電電の方に言ひ分がある。さあどうしようかと申したといふ場合には、あなた、単純再販だからだめじゃないかといふやうに指導する。さういふことですか。

○小山政府委員 料金が単純再販に適しないやうな料金になつていけば当然さういふことになりま

す。

○伊藤(忠)委員 電電の方に伺ひます。今までやつてきましたのは現在の料金を前提に話しているわけで、さうしたら物すごくもうかるから、だれだつてさういふことは考へるだらうといふことを私は例を挙げて言つたわけですね。今回の改革になれば当然さういふことが想定できると思ひます。さうすると打たなければならぬ手といふのはあるんですが、料金問題については今、総裁おっしゃいました、さういふ点を踏まえてやつていく。単純再販に対応できるように料金も見直して、さうしてやつていく。もめなくていいやうに省の手数を煩わさなくていいやうにやつていくといふ方向なのか。それともさういふものはいふのは決してよくない、だからさういふものはもう禁止してほしい、だからさういふやうにこちの方はおっしゃつたと思ひますが、その点はどつちなんですか。

ね。そうしたら、私が基本的に疑問を持っていますのは、いかにINSで基盤形成、そういうふうな新たな料金体系がつくられようと、制度としてある限りはそのあたりが出てくるというのです。また、これは知能戦ですから、いろんなことを考えて必ず出てくる。そして総裁もいつも力説されていますが、料金というのは市外料金を下げまして、そして合理的な料金体系につくり直していくんだと言われますけれども、これからは一般の電話料金、市外料金をうんと下げるのでしょうか。それで専用線も当然それにリンクさせて下がっていくということになるでしょう。

そうしたら後は残るのは、またちょっと聞かしてほしいのですけれども、児島総務が言われましたが、その時間帯を分割して輪切りにしましてそれで制限をしていくということ、またちょっとわからぬわけですが、実際そういうふうな角度から事実上できないように縛り込んでいくことができるのでしょうか。実際これは矛盾していると思うのです。できるわけですが、できないという前提に立てば、私はできないと思いたいが、そういう前提に立てば、制度化を許していただいたのではやっぱり行き先、これはどんな時代になっても問題になると思うのですが、この点について局長、どうでしょう。

○小山政府委員 基本的に持っております私的自治、これによって第一種業者が第二種業者との契約をしていくというのは、今回の法制度を導入した基本理念からいいますとやはり制度として回線の自由な使い方を残しておくべきだと私は思っています。

ただ、先ほども申されておりましたし、また児島総務も言っておりましたが、料金が予定しないような使い方というのは約款としては予定いたしませんという約款は十分できるわけです。それから、例えばこれを単純再販売して業務を行うというところについては別の料金が課されますというところも約款の中でできる、またそのような約款を認可申請した場合にそれは決して不当なものではない、私どもはこう思っております。ただ私が言うのも非常に過ぎた言い方なのでして、これは第一義的にはやはり第一種業者が自分の営業行為として何が適切な価格であるかということを決めていただくことを前提としております。

またもう一点、私どもの期待でございますけれども、今後この法案が成立したと仮定いたしますと電電公社は新しい電電公社として一つの会社としてのインセンティブを持つわけでございます。そういったしますならば、当然自分の営業が危殆に瀕するような約款を、どのような外的条件がありましようとも一つの営業精神に徹すればそんな約款ができることは私どもも思っていないわけです。これは一つの想像でございますけれどもそういうふうに考えております。

○伊藤(忠)委員 やはり不安が消えないわけですよ。制度として滑り出していくというところは、いづういことが起こるかかわかりませんから、その点では法律ではっきり禁止するということを我々としては主張したいわけですね。その点はどうでしょう。

○小山政府委員 先ほども申し上げましたように、今回の法案というのは利用者相互に自由な形で回線を使う、その中に価格も入ってくるわけでございます。適正な価格で回線をだれでも自由に使えるというのを前提としておりますので、御説も一つの主張だと存じますけれども、私どもの出している法案は、私どもの理念からいたしますと最も適切なものとして出しておりますので、御理解のほどをお願いいたします。

○伊藤(忠)委員 いや、お願いされてもなかなか……。私は、やはり具体的にはそういうのが出ますから、大変な問題だと思っております。ちょっと時間をいただいて質疑をお願いしているわけです。やはりこれは大変な問題なんですよ、制度としてつくった走り出すわけです。

ただ、局長がそういうふうに言われる考え方はわかりましたし、電電の考え方、郵政省の局長の考え方は私どももそのまま受けとめているわけですね。

が、残念なのは、そこまで言われるのだったら当然それを実効あらしめるために、省令などでさらに具体化してフォローするというようなことが答弁の中に出なければいかぬわけですね。なかなかそこまで言われたいものから、僕らはやはり法的に禁止してもらいたい、これははっきりしますから言っているわけですが、その点については郵政大臣どうなんですか。

○奥田国務大臣 いや、実はさっきからの先生の御質疑を聞いておまして、大変な問題があるのだな、専用線自体というのは公社にとっては非常に固定的なユーザーで、はっきり言うとなん千回線、何万回線かうちの固定客ですから、むしろ九ごと買ってくれるという点においては、価格は安いだろうけれども公社にとっても安定収入の一つである、むしろ専用線利用者というのは公社にとっても得意さんなんだ、こう思っておったのが私の常識なんです。ところが今聞いてみると、そういうことこれからのメディアがV-A-Nであれ通信であれ、多目的に使用されていく、しかも電話通信にも自由に転用できるという形になると、これは転売によってうんと大きな利益を得、公社自体が専用回線を貸すことが自分の首を結局絞めているという結果にもなるのだな。そういうことになれば、従来の制度は制度として、専用線を貸すというところはできたとしても、多目的に何でも利用できるという時代が来ておるわけですから、これに対してやはり料金政策を含めてこれは新電電が専用回線業者との新たな契約約款の中でがっちり決めるべきものは決めるという形が必要であらうかと思うのです。そういう実態から照らして、専用回線の値上げの問題と一般の利用者、国民が電話を利用する料金の問題とは私はリンクして考える必要はないと思います。

今、先生の御質疑の中でうんちくを傾けられた専門的な話ですからまだ深くわかりませんけれども、行政の指導のあり方がかえって企業の実体性をゆがめるような形になってもいけませんし、そのところは新電電の自衛的手段の中で十分やれることではなからうかなという感じもいたしておるわけでございます。

また教えていただきたいと思えます。

○伊藤(忠)委員 これは私は間違えました。大臣に言うのじゃなかったな、大臣の答弁もいたしたいと思ひまして。

局長、その点どうです。大臣の後で言うというのも失礼なんです。

○小山政府委員 法律的なブレイキとして、そういう単純再販売ということで第一業者が利益が損なわれるというときの一つの支えとして、この三十一條の二項四号はあるわけでございますから、法律にそのようなことはやってもよいということの根拠を置いてあるということをひとつ御理解いただきたいと思います。

○伊藤(忠)委員 そこまでにさせていたいただきます。

いずれにしても、我々の主張としてはまだ残っておりまして、さらにこれからまだ質疑を重ねたいと思ひますので、この問題については一応ここで横に置かせていただきます。

次はわずかの時間しか残ってないのですが、九十一條二項二号の適用除外の問題について少しお伺いしたいと思ひます。

これはビル内だけで商売をやる、通信の業を営むという場合は問わない、勝手にやりなさい、自由にやりなさい、届けも要りません、こういうことになるといいですね。

○小山政府委員 そのとおりでございます。

○伊藤(忠)委員 これはビルの大きさは決めておりますか。

○小山政府委員 まだ決めておりません。

○伊藤(忠)委員 どういう範囲なら適用除外だ、ここまでスケールが大きくなれば、二種ですか一種になるのですか、そのあたりも聞きたいのですが、認可の対象にしよう、届け出するののかそれはわかりませんが、業者として認めるかどうかという対象になるのかどうか。その具体的な考え方の基準はどういうふうにお持ちですか。

○小山政府委員　まだこれは検討段階でございませうけれども、要するに適用除外とする事業というのは今、建物の中、同一構内と見たときに、その大きさはどうかという御質問があったのですが、要するに社会的経済的影響というものが極めて小さくて、法的に規律するよりは、利用者と事業者との私的自治にゆだねることがむしろ適当ではないかという場合を、一つの考え方の基準にしていきたいと思っております。

○伊藤(忠)委員 一般と特別二種の区別ですか。これは一応出しましたね。千二百ピット五百回線と。いう案が出ておりますね。二種以外に適用除外があるのですね、そういうことですね、そうでしょ。業者は一種と二種に分かれますね。一種と二種の違いというのは、所有するかしないか、借りるかどうか。それで、一般と特別二種は、今言いました千二百ピット五百回線というふうに一応決めましたね。そうすると、それ以外が適用除外なものですから、一般の二種なのか、一種なのか、適用除外なのかということについて、その辺は小さなものだと言われましたけれども、小さなものというのはい体どういふうなことを想定すればいいのでしょうか、ビルも幾つもありますしね。

○小山政府委員 先生の御質問は、どれくらいの基準によつてそれを切り分けるのかということだと思います。

この法律の予定しているところとしたしましては、基準を設けるまでもなく、一つは「専ら一の者に電気通信役務を提供する電気通信事業」でございませう。それから、「その一の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内又は同一の建物内である電気通信設備その他郵政省令で定める基準に満たない規模の電気通信設備」というのは、同一建物でなくても、例えば二つに分かれていてもいいですよという意味ですが、そういつた意味のことでございまして、基準に合うか合わないかを問わず、法律でそのものはよいというふうに決めてあるわけでございます。法律上のたてまえになっておるわけです。

○伊藤(忠)委員　私は、条文を読みましても、ちょっとわからぬものですから、そのあたりからお聞きをしています。

そうしますと、例えば特定の人間を対象にするというのは、二種の事業でもちゃんとそれを分けたいというですね。これは適用除外のケースで、またどういうものがあるのだろうか。それはVANなんだろうけど、できないのでしろう。例えば、自分たちの会社の中だけ、外は一切出さないということで、大きなビルがありますね、そのビルの中だけなを、ネットを張りまして、これは本社の中だけなんですよというのだったら、これは適用除外のケースに入るのか、それはだめだと言われるのか、そういうことはどうなんですか。

○小山政府委員 同一建物内ならすべてOKだといふことでございます。適用除外でございいます。

○伊藤(忠)委員　どんな大きなビルでもそうですね。そうすると、そのビルとこちらのビル、これは附属庁舎、こちらが本社で、旧館、新館と、こちらが分室というのですか、別館というのですか、ずっと広がつていくのですね。そうしますと、これもやはりいいですね。

○小山政府委員　法律に書いてございますけれども、同一の構内の場合にはよろしいわけでございます。

○伊藤(忠)委員　構内というのは、今言ったように、別館だとか新館、関係ない、こういうことですか。建物で縛るのですか。

○小山政府委員 そのとおりでございます。
一つは建物で縛り、もう一つは構内で縛るとい
うことでございまして、一つの構内に本館があ
り、別館があるというような御例示いただきまし
たけれども、そういったような場合は適用除外で
ございます。

○伊藤(忠)委員　そうすると、組織で縛っていないわけですからね、そういう理解でいいわけですね。建物で縛る、構内で縛る。そうすると、やろうという人はかなり限定されていきますね。ところが、建物で縛るということですから、今、建物

にいろいろな会社が入っていますね、そういう会社が全部入りまじってこういうサービスをやるということは、当然いいわけですね。

○小山政府委員　よろしいわけでございます。

○伊藤(忠)委員 各会社が一つのビルに入っているとして、それはそれでネットを張りますね、各会社の使っている端末はネットですから、これはいろいろなところとつながっていると思うのですが、そんなこと、実際に切り分けるといいますか、何か証明する方法はあるのですか。

○小山政府委員　これは同一建物の中で完結する
ネットでございまして、外にそれが接続される場
合は、適用除外にはなりません。

○伊藤(忠)委員　そういうことはこの法に照らしてというのですか、どこでどのようにチェックできますか。

○**小山政府委員** たいい、ま、実行上の問題でございますので、どのような形で行政的に補充していくかという手段につきましては、且下、検討中でございます。

○伊藤忠委員 検討されているということを開きまして少し安心したのですが、やはりこれはしつかり歯どめというのですか、検討いただかないかと、それは切り分けるといいますけれども、こんな、もう無数につながっているわけですから、ここからここまで電氣をとめるというわけにいかぬでしょう。それでこの端末までいいですよ、この端末は操作したらいいかぬですよ、そこに線をつないだらいいかぬですよということは、実際にできません。だから、それは歯どめ策がないから、私はお聞きしたのですが、その歯どめ策を検討いただいているということですが、それはとにかく一日も早く急いで、具体的な構想を固めていただいて、この審議に役立ちますように、郵政省としての具体的な考え方、方策についてひとつ明らかにしていただきたい。どういう方法でやられるのかも含めまして、お聞かせいただきたいと思います。

○小山政府委員　検討中と申し上げたのでござい
ますけれども、これはどういふものを適用除外に
するのであつて、この法の考へてゐるのは、これ
はだめなんだというような方向につきましては、
申し上げることゝいたしたいと存じますけれども、
も、ただ問題は、それでは具体的にどうやって、
どこで行動していくのかということにつきまして
は、この法律審議中というのちよつと時間的に
間に合わないかと思ひます。

○伊藤(忠)委員 局長、ちょっと残念なんです、これがかご抜けになって走り出しますと、これはやはり大変な事態が出ると思いますよ。つまり、第一種業者とどこで仕分けていくのかという、ことを考えましても、非常に難しいと思うのですよね。今、郵政省がおっしゃいましたように、こういう言い方は失礼なんです、ラフな考え方なんです。理解ある立場でいいますと、これは大変なことです。入の民間の皆さんは御研究が進んでおりますので、あれよあれよという暇にずっと広がります。私、そうだと思うのですよ。小さな建物の中にいる人が何でこんなものを使いますか、そうでしょう。木造の三階建てとか二階建てぐらいの小さな会社は、メガホンで呼んだら届きますよ、端末をつなぐ必要はないのです。結局巨大なビルですよ、何十階という大きなビルの中でそういうネットが要るわけでしょう。しかもそれは、一社である場合はまだしも、いろいろな会社が入っているわけでしょう。それを一つにネットでくむ、それだけで済むはずないじゃないですか、情報化社会の中で。ですから私は重要視しているわけで、ぜひともこれはやはり早急に検討をいただきたい、審議に役立つように間に合わせてください。

○小山政府委員 先ほどから申し上げておりますように、これは同一建物、同一構内の問題でございまして、基本的に、現在の公衆電気通信法、これからの電気通信事業法の秩序そのものを崩壊させるかというようなことについては予定してない、いいのでございますから、今、先生のおっしゃられ

たようなことも、いわば大きな建物の中における、例えはおかしいですけれども、外へつながらない中だけのものだということがございますので、ひとつそういう意味での適用除外でございます。

私どももいたしまして、適用除外にするというところは、ある意味におきましては、それぞれのネットを建物内、同一構内に行方たちが、当然法秩序全体を守っていただくというこの想定に立っているわけでございますので、今後、実施段階におきましてどのようにチェックするかということについては、今後検討してまいりますので、さよう御理解いただきたいと存じます。

○伊藤(忠)委員 ちよつと納得できないのです。それで、法律化の、法制定されるというのか、その概念としてはわからぬことではないのです。しかしそれにしても、こういう法文というのは非常にわかりづらくて、実際、こういう法文をいかに明定したとはいえ、くれないと思いますよ。今言いましたようなケースは当然出ますので、これはやはり、法文上はこれでいいのだともし郵政省がお考えだったら、それをフォローできるような、そういうものを早急に考えて出してもらわなければ納得できませんよ。これは大きな問題です。こういうのを棚上げにしたままであとの問題を幾ら議論しておたって、結局かご抜けになりますから。

だから、自由にするというのはいいけれども、結局こういう部分は残るのですよ。現在ではそういうことができないでしょう。現在の公衆法ではそういうことはできないようになっていっているのです。だから、どうにか電気通信行政の秩序を守っていると思うのです。ところが、何でもできるというのは、そういう時代に変えようというのですけれども、そういうかご抜けがいっぱい出てくると思うのです。そうすると、何ほ肝心なところを押さえたつもりでいたって、そういうところがぼんぼん芽を吹きますから、これはやはり全体をコントロールすることになりますので、その点

はひとつきちつと積極的な答弁をいただきたいと思ひます。

○小山政府委員 まず第一点でございますけれども、一つの問題といたしまして、この規模が拡大して適用が除外にならないものになった場合でも使っているというような場合、これは法的な措置としては事業法の違反になるわけでございます。違法行為であつて無許可営業の取り締まりの対象になるということで、第百条の罰則がかかるということに法的にはなっております。

また一種との関係でございます。先ほど、そういったものが一種と接続されて秩序を乱すことになるのではないかとこの御懸念でございますけれども、この法律の五十二条に書いてございすけれども、一種との接続は一種事業者の検査を受けることになっております。ここにおいてチェックできるということも法的に担保しているところでございます。

○伊藤(忠)委員 これで最後にしますし、これはさらに引き続き深めさせていただきたいと思ひていますけれども、今、一種が検査をすると言われましてね。ところが、一種の子会社がそういうビルのネットを張っていたらどうなりますか。それはチェックのしようがないと思ひます。

ですから、これはまだかなり局長の答弁を受けまして私も私は納得できない部分がございますので、議論をしなくてもいいように、ひとつ今の私が要望しましたとおり、郵政省としても、こういう場合はこういうふうによつていくんだという具体的な方策を早急に出していただきたいと思ひます。そうすればこういう議論をやらなくていいわけですからね。どうですか。

○小山政府委員 ただいま申し上げましたように、法的な担保の措置は今申し上げましたような形になっております。あとは具体的な実行の問題でございます。そのことにつきましては、私ども、どのような形でやっていくかというのは、法律ができませんれば、国会の定めました法律の実行

でございます。当然行政の責任を持ってやっております。

○伊藤(忠)委員 それは当然の話なんです。だからここで言っておりますのは、この条文で言う、あるいはケースについて、こういうことはどうなんだろうかと伺ひましたけれども、非常に抽象的な答弁しか返らないのですから、こういうケースはどうなんだろう、こういうケースはどうなんだろうと言っているわけですね。だから、やはり一つの基準というのですか、区別をするそういう物差しみたいなものをきちつと整理をしていただいて、次回ひとつ明らかにしてください。

○小山政府委員 ちよつと御質問の趣旨がわからなかつたのでございすけれども、基準というところとございす。伊藤(忠)委員「そうで」と呼ぶ。適用除外の基準というのは、先ほど申し上げましたように法律で明定してありますので、それ以外の基準はないわけでございます。法律では、同一構内、同一建物、それは適用除外だと言つて、そのスケールの問題を言つておられます。基準と申しまして、それ以外のものはないということでございます。

○伊藤(忠)委員 いずれにしても時間が来ましたので、これは引き続きやります。どうもありがとうございます。

○志賀委員長 午後一時から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時七分休憩

午後一時八分開議

○志賀委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。竹内勝彦君。

○竹内勝彦委員 ここでもう何回も議論されておりますので、その問題点のもう一歩進んだ角度から、それからまたさらに突込んだ面での議論をしたいと思ひます。そういった面ですとつぜひ、今までと同じような答弁でなくして、問題点を浮き彫りにしていただいて、前向きな御答弁を最初にお願ひしたいことを要望しておきます。

そこで、午前中にも出ておりましたが、まずセキエリティー、プライバシーの問題、これからデータ通信、V.A.N等の高度情報通信が企業関係その他において効率的な経済活動といったものに不可欠である、御承知のとおりでございます。そしてまた国民生活におきましても、救急医療の情報システムであるとか生鮮食品の流通情報システムあるいは現金の自動支払いシステム等重要な役割を担っていることはもう御存じのとおりです。

そこで、今回この電気通信事業法によつてさらに自由化が進んでいく、こうなつてきますとますます複雑多様なものになってまいります。しかしながら、このような社会におきまして、この情報通信システムというものに一たん障害が起きた場合、これはもう社会の中に深く組み込まれているだけに非常に深刻な影響、しかも広範囲にその影響を及ぼしていく、これもまた御承知のとおりでございます。

そこでプライバシーの保護対策、それからセキエリティー対策、国民に最も基本的な人権というものを保障する、こういう面でのプライバシー保護という面に関して何回も御答弁いただいておりますが、ちよつと不満でございます。各省庁との連携もございすけれども、ひとつ具体的な法的に、本来ならばそれではつきりしない限りこの法案が通つていくと自体が、これがもうセキエリティーという問題あるいはプライバシーという問題、非常に国民の基本的な人権にかかわる問題でございますから、この法案は通していただきたい、ところがこのセキエリティーやプライバシーの問題はもうちよつと待つてくだささい、しかし今やります、意味はわかるのですが、もつと具体的にわからないと私どもはちよつと納得することができない。そういう意味から郵政省、まずこのプライバシー保護法なりこの保護対策という面で、セキエリティー対策という面ですと具体的に今後どうするの

か、手順をはっきりさせてください。

○奥山政府委員 先生がお挙げになりましたようにニューメディアを駆使して医療救急体制なり生鮮食料品の流通対策等、国民生活はもろもろのこと、あるいは社会経済活動全般にわたる各分野におきましてコンピュータを中心としたネットワークが構築されてまいりますと、情報の持つ意味と価値が飛躍的に増大してまいりますし、またそれが一たん損なわれた場合に個人の生命、身体、財産の安全に与える影響はもろもろで、さらには産業、経済活動の停滞につながりかねないほど重大な問題であることは私も十分認識しております。こうした高度情報社会の到来を前にいたしまして、セキュリティ対策というものに私も真剣に取り組んでいるつもりでございます。

今回、御提案申し上げております電電改革三法案の中におきましても、まず法制面におきましては検閲の禁止なり秘密の保持なりあるいは安全性、信頼性の確保といったようなことを明文化しておりますし、それらについての解釈等につきましても先般来るる申し上げているところでございます。

また、具体的にというお話でございましたけれども、具体的にそれらを実現する方法といたしまして、これもこれまでに開発されました技術的なノウハウあるいは技術開発の成果というものを技術基準の中に織り込んでいくことになるわけでございます。技術的な側面につきましては、前にも若干申し上げましたけれども、例えばデータに対するアクセスコントロールという観点から既に開発されておりますパスワードあるいは暗号化の問題あるいはパケット交換におけるパケットの順序の入れかえ等々いろいろ防護策が既に開発されておりますけれども、これから先多様な電気通信分野がさらに発展する過程で、私ももさらにこれにプラスアルファして新しい防護措置を考えていかなければならないというふうに考えております。

す。郵政省におきましても既に五十七年の七月にデータ通信ネットワークにおける安全性、信頼性の基準というものを策定いたしました。これをガイドラインにして関係の向きを指導しておるところでございますけれども、今回の電気通信事業法の成立するのを機会に、さらにセキュリティ対策に遺憾なきを期してまいりたいというふうに基本的に考えております。

○竹内(勝)委員 今の答弁では不満なんです。だから最初に断つてあるのですが、今後この法案を、今の考えでは来年の四月一日から実施するんだということになっていながら、最も大事な基本的人権にかかわるこのプライバシーやセキュリティの問題を、今後努力します、これで満ちていものじゃないでしょう。郵政大臣は、六月二十日の本委員会におきましても「ニューメディアが究極的には国民の生活を豊かにすると同時に、人間性を喪失しないように、人間性が尊重される社会が私たちの政策目標である」ということでございまして、「非常に高尚な御論議をしていただいております。私もそのとおりである、郵政大臣のお考えに全く一致しておるわけでございますけれども、ただ、今までの答弁を聞いておりますけれども、この高度情報化、これに対する基本法あるいはその中に入ってくるのか、このプライバシーの保護法なりあるいはセキュリティの対策なりというものに關してははっきりした答弁ではございません。

したがって、私はこういう重要な法案が進んでいくならば、同時に最もまたその土台となる基本法、保護法というものが一緒に進んでいって当たり前にないか。そうでなかったら、大臣の言っている人間性尊重、この基本となるものにかかわると言っているものに私は非常に危険性が出てくる。もう御承知のとおり、現在公社です、公社の中にもときどき犯罪にかかわるような、ちょっとデータを悪いことをしたとかいろいろなニュースがございますね。そうして問題を起こしてある。あるいはほかの面の犯罪とこの電気通信とい

うものが結びついていたら、もうこれはどうしようもないことになってくる。

したがって、ぜひ大臣、この来年の四月一日、この日付も、私も後で議論したいと思いますが、これもまだわかりません。なぜ四月一日にこだわらなければならないのか、これもわかりませんが、同時にその最も基本となるものを早く進めていかなければならぬ。したがって私は両面でこれを進める必要があると思いますが、もう一度大臣のその御所見をお伺いしたいと思います。

○奥田国務大臣 御指摘のプライバシー保護、企業秘密の保持ということ、もう通信事業全般に係る、たとえ第二種であれ、第一種はもろもろのことでございますが、基本的なものでございまして、通信の秘密保持は憲法にも明定されておりますし、またそれを担保して今回の事業法案にもそういった形の厳し法的な制約も設けておるところでございます。

ただ、いづれにしても通信、非常に高度な形の情報化社会の中で、しかしこれによって機密保持という問題というものは、もうゆるがせにできない大事な問題であることは当然でございますけれども、これを防ぐ防護措置という形は単に法的な面だけの問題ではなくて、事業を営む人たちの大きな事業的な使命感を持ったモラルも必要になってくるわけでございます。また今日の場合、いろいろなデジタル化された大量の伝送の情報がいかにして機密保持のために技術的にチェックしていくかというような形も最近ほとんど開発されておるようでございます。そういうった形が今後の実用段階に向けてただ技術的な基準も含めて担当していくかということ、行政担当庁として当然今真剣に検討もいたして防護策を講じておるところでございます。

したがって、私がいつも言いますように、高度情報化社会における豊かな人間性を追求し、尊重する社会ということは、とりもなおさず個人のプライバシーが完全に保障されるという社会が政策的な目標でなければならないと思っております。

したがって、先生の今言われたようなプライバシー保護を含める情報基本法等は、今、政府の方でも総務庁を主管官庁として真剣に、前向きに検討して具体化を急いでおる段階でございますし、通信事業法においてはそういった面も政策的にはもう担保して今、御審議願っておりますと認識いたしております。

○竹内(勝)委員 そのとおりでございますが、大臣、私もう一点だけ確認しておきたいのは、来年の四月一日にこだわるわけではないのですがここでスタートする。それではそのときにこの基本法なりプライバシーの保護なりセキュリティの保護なりこういったものはそれに間に合うのか。今、検討しております、よくわかります。ところが、これが来年の秋ごろにずれいくのと、もう春早い段階でというのは、この法案との関連でいきますと大きな違いです。これは間に合いますか。

○奥山政府委員 電気通信事業法にかかわる分野につきましましては、秘密の保持につきまして遺憾なき措置を講じてまいります。具体的には技術基準は省令で定めることになっておりますので、その省令の中におきましても担保する措置をとりますし、法制的側面におきましては、先般述べた通りです。また幾つかの基本方針のもとにそれらについての改善措置等も織り込まれておりますので、法制面並びに技術面の両サイドから遺憾なき措置を講じてまいります。

○竹内(勝)委員 今の私の質問に対しての正式な答弁ではございません。大臣、ちょっと補足してください。

○奥田国務大臣 具体的に今、各省庁間のすり合わせを行っておる段階でございます。もちろん本法の御審議をいただいております過程でも、目下主管官庁では検討を開始しておりますところでございますし、今国会では情報基本法的な形の法案を上程はしていないわけでございますが、必ず次の段階においては、お互いにこの基本的な法案に対しては我が省も参画をして、そういった形の法制定が具

体化の段階に至るといふことを確信いたしております。

○竹内(勝)委員 私、えらくこだわって恐縮でございますが、次の段階というものは、次の通常国会にはここでもう議論できる段階になる、こういうふうに見えていいのでしょうか。

○奥山政府委員 たびたび繰返すようでございますが、通信の取り扱いに関する面につきましてはこの事業法と同時に遺漏なき措置を講じます。しかしながら、プライバシー保護全般にかかわる問題につきましては、先ほど先生もおっしゃいましたように基本的人権とそれに見合う形での情報の公開の問題あるいは表現の自由の問題と密接にかかわってまいります。そういった関連領域、すなわち非常に広い分野を有しておりますので、それらにつきましては、大臣が申し上げましたように総務庁を中心として関係各省鋭意検討しているところでございますが、日にちを限ってこのプライバシー保護全般にかかわる結論をいつお出しできるかというところは、まだこの場で私から明言するまでには至りません。そのことは、少なくとも私どもの行政分野においては責任を持って対処いたしますけれども、プライバシー保護そのものが電気通信分野以外の面におきましても非常に多岐複雑、広範にわたる問題を含んでいるということとをぜひとも御理解賜りたいと思う次第でございます。

○竹内(勝)委員 局長の言っていることもよくわかるのです。だけれども、私が今、大臣に決意を聞いたならば、大臣はそういうふうにご確信しておる、次の段階で、こう言われたから、その次の段階というものは次の通常国会と見ていいのですかというふうにお伺いしたんだから、そんな答弁ではちょっとよくわからないわけだ。恐縮でございますが、大臣の御決意をもう一度。

○奥田国務大臣 できるだけ早い段階に成案化にこぎつけたというのが政府内部での一致した方向でございますけれども、成案の主管庁である総務庁の方で鋭意私たちとも打ち合わせながら検討

を行っておるといふことで、できるだけ早い段階というところでございます。したがって、次の国会段階がいつという形で開かれるかということに

関しては、今、私の立場から確定的な形で答えする、時期を明言することはできません。

○竹内(勝)委員 いや次の段階と言われたから、その段階というのはいろいろあるからそれだけちょっと言っておきたい。そんなことあなた、通常国会なんて決まっているのですから、ちょっと

言っておください。

○奥田国務大臣 それは私の決意としては、もう全く次の段階はどのような方向での段階を意味しているということ而努力をいたします。

○竹内(勝)委員 そう言ってもらえばいいので

す。

そこで、では奥山さんに聞いておきましょう。

特にプライバシー保護につきまして、既にもう欧米主要国におきましてはそういった問題に対処するため、プライバシー保護の法律が制定されております。それからOECD、経済協力開発機構では一九八〇年九月にプライバシー保護に関するガイドライン勧告を採択しました。我が国におきましてもこのガイドラインに対応した措置というものが検討されているのかどうか、そういったものを参考にしておるのかどうか、その状況を説明してください。

○奥山政府委員 一九八〇年にOECDの理事会でプライバシー保護に関するべき国内措置についての八原則が採択されております。その中に、私どもに非常に密接にかかわるデータの安全管理の原則も入っております。そのほかデータの管理なり流通なり利用収集にわたる原則が八項目にわたって記されております。

日本におきましてもこのOECDにおける勧告をベースにいたしまして昭和五十七年、その二年後に当時の加藤一郎東大教授が座長になられましてプライバシー保護に関する研究会を持たれまして、その原則、ガイドラインが示されております。OECDの八原則をベースにいたしまして日本流

に五原則に集約しております。さらにそれを受けまして先般の臨時行政調査会におきましてヒアリングが行われ、臨調の昨年三月の最終答申におきましても、今後情報公開とあわせて情報管理、つまりデータ保護の問題についても政府が積極的に対応していくようにという答申をいただいております。

その後、政府内部におきまして総務庁を中心にして連絡協議会が持たれておりますが、さらにその中に作業部会を設けて、臨調答申における実行的な措置を研究する観点から鋭意、今、作業を進めているところでございます。その中におきまして先生がおっしゃいましたようにOECDにおける八原則を十分踏まえた上で研究がなされている途中でございます。

○竹内(勝)委員 このプライバシーの保護に関して前から何回も議論しておる仮称高度情報基本法、この中にプライバシー保護は入れてしまおうのだ、こう解釈するのでしょうか。

○奥山政府委員 高度情報社会に向けて電気通信事業が向かうべき指針を指し示すための高度情報基本法あるいは高度化法といったようなものを私も現在検討しております。その中で、高度情報社会を展望した場合に基本的などのような施策を国として講ずべきかというのを目下鋭意検討中でございますが、国あるいはその他の関係者の責務から始まって、電気事業者の責務あるいは電気事業における振興、助成、育成といったような問題、あるいは電気通信分野における技術開発の問題、そういったものが骨子になろうかなと現在ごく漠然と頭に描いております。

それから、御指摘のデータ保護と情報基本法あるいは高度化基本法との関係はどうなるかということでございますが、今回御提案申し上げております電気改革三法案が成立いたしますならば、これまでの電気通信事業環境と今後における電気通信事業環境は全く変わってまいります。したがって、当面の電気通信事業法の中に、先般来申し上げておりますように、データ保護に関する必要な

措置を講じておりますが、さらにこれから高度情報社会がいかなる展開を遂げるか、あるいは新しく展開を遂げるであろう高度情報社会を展望した場合に、さらにデータ保護について現在以上の規定を置かなければならないかどうかということも含めて現在検討を行っているところでございます。

○竹内(勝)委員 大臣にお伺いしますが、人間性を豊かにする、文化の問題は避けては通れない。そこで、郵政省が目指しておるテレトピア構想と人間の文化面のつながり、どのように大臣は考えていますか。

○奥田国務大臣 これからのメディアの利用はいろいろ多岐にわたることが予想されます。地域的ないろいろな行政の面においても、文化生活の面においてもいろいろな形での導入が導入されていくというところは想像されます。したがって、今回郵政省としてテレトピア構想、一種のこういってメディアを利用いたしまして、地域的な快適な生活が営めるようにモデル都市をやらうという構想でございます。もちろんその中には、今も申しましたけれども、行政効率を生かすためにこのメディアを利用する形、スタイル、あるいは中小企業あたりの技術指導を中心とするような産業中心型のスタイル、あるいは福祉関係でホームドクターなり、そういった健康保持の一つの福祉型スタイルを中心にしていく型、あるいはまた、文化あるいは学習の形の中で大きくそういった特徴を生かしていくタイプの型、いろいろなメディアの利用が予測されます。

そういった意味で、私たちができるだけ人間性の豊かな社会づくり、それも個性のある、特徴のある社会づくりの一つのモデルを全国で十地区ばかり構築したいと思っております。その中にはもちろん、新しいこういってメディアの利用による文化的な面、文化を中心にしたようないわゆる学術研究型のそういったスタイルという形も大いに検討の対象にして、地方の文化向上に寄与したいと思っております。

○竹内(勝)委員 さきの本委員会におきまして、私は京都における関係上から、京阪奈の関西学術研究都市、ここにはテレトピア構想の要望がございますけれども、大臣から、有力な候補である、このように御答弁をいただいております、今また学術研究面に関して御答弁をいただきありがたいことだ、こう思っております。

そこで、郵政省にテレトピア構想を申し入れた地方公共団体数は現在までのくらいでございますか。

○奥山政府委員 現時点におきまして百三でございます。

○竹内(勝)委員 具体的にもう作業に入りましたか。来年一月と言っていましたし、もっと早くなるのか。まだまだふえる可能性もございますし、この中から十地区選ぶとなると競争率も激しいわけだ。今後はどんな手順になりますか。

○奥山政府委員 ただいまの進捗状況でございますが、現在各地方自治体が基本計画を策定中でございますので、その基本計画を検討の上、私どもの方にことしの秋くらいを目途にお出しただくことになるかと思っております。その中で先ほど大臣が申し上げましたようないろいろなタイプのものが出てくることを私どもとしては期待をしております。基本計画が出そろった後で当然選考に入るわけですが、その選考の前段といたしまして、ことしの年度いっぱいまでに指定基準をつくらせて、その指定基準に基づいて年度内に十カ所を選定するという運びになる予定でございます。

○竹内(勝)委員 国土庁来ていただいていると思いますが、関西学術研究都市構想とテレトピア構想、まさに通信のネットの高度情報化、こういったものがポイントをおさめる、大切であると思えます。そこで、国土庁としてこの学術研究都市の基本計画を策定しているやに伺っておりますけれども、その中身を教えてください。

○荒木説明員 お答えいたします。関西学術研究都市構想は五十六年に構想を発表しておりますが、これは近畿圏に培われてき

ました文化、学術、産業等の蓄積を生かしまして、新しい時代に対応した高度な文化学術研究機能の集積した都市を建設しようとするものでございまして、その後も引き続き調査検討を続けております。

○竹内(勝)委員 そこで、この関西学術研究都市にテレトピア構想あるいは情報通信関係の研究機関をといることを本委員会において私もかねてより要望しておりますけれども、研究機関を電電公社として、今後公社ではない形になる可能性が、ありますが、今の電電公社として、今後この情報通信関係の研究機関というものをこの関西学術研究都市に入れていく必要がある。要望が多いです。そういうものにどう対応できますか。

○山口説明員 お答えします。

先生、東京周辺に集まっておりますが、武蔵野と茨城と厚木と横須賀の四カ所持っておりますが、現在の私どもの研究開発の業務量といたしまして、これらの研究開発項目からいいますと、現在ではこの四研究所で十分やっていける、こういうふうな考えております。ただ、私どもの電気通信の技術なり電気通信に関連しますいろいろなことで地域にお役に立つことがあれば、私どもは積極的に協力してまいりたい、こういうふうな思っておりますが、今、先生の御指摘のあった点につきましては、ただいま持っております。

○竹内(勝)委員 郵政省にお伺いしておきます。

関西学術都市、京阪奈に新しい文化学術研究都市というものをつくっていくわけでございますが、情報通信網というものが集中的に建設される情報集中都市としていかなければうまくい、かな、こういう議論がございします。理由は、クラスター方式、クラスター方式というのは幾つかの小都市群をつくり、全体の統合したものをつくっていく、こういうもので、その間の情報の連絡などは面的な一体をなしているところよりもウェットは高くなっております。こういう面からテレトピア構想というものはこの要望に非常にマッチしてお

るのではないかと私も考えるわけでございますが、郵政省の御見解、いかがでしょうか。

○奥山政府委員 京阪奈の学術研究都市の構想につきましては、私どももある程度のは存じ上げておりますし、また資料等も若干集めたいたしております。それらの構想を見ますと、確かにさまざまな先端技術を駆使して、高度の研究学園都市を木津川の左岸に設けようという遠大な構想であることは承知しておりますので、その都市におきまして電気通信の果たす役割あるいはそのシステム構築というものが大きな意義を有するであろうということは十分わかります。しかしながら、これが直ちにテレトピアと結びつくかどうかという点につきましては、その京阪奈学園都市における基本計画が出てまいりませんと、私どもとしてはまだ判断するに至りかねますので、御了承賜りたいと存じます。

○竹内(勝)委員 建設省においていただいておりますが、ニューメディアアンテナ構想、高度情報通信モデル都市構想というものが建設省で考えられておりますけれども、まず中身を御説明ください。

○鈴木説明員 高度情報化の進展に伴いまして、都市交通、土地利用あるいは都市機能の配置等につきましまして、さまざまな影響が出てくるものと予想されます。そこで、今後の町づくり当たりましては、安全、快適かつ機能的な都市生活を確保する、そういう観点からニューメディアを積極的に活用したいというふうな考えておりまして、現在、省内におきまして、今後の新しい町づくりにどのようにニューメディアを導入していくかという具体的な施策について検討しているところでございます。

○竹内(勝)委員 これは郵政省にお伺いします。建設省でもそういうものを考えておるといのは、いつごろ情報をキャッチしましたか。

○奥山政府委員 建設省の構想につきましましては、比較的最近でございます。最近といひましても、一カ月以内のスパンでございます。

○竹内(勝)委員 じゃ、郵政省もう一度、この前通産省が考えていたものがございましたね、ニューメディア構想ですか、それとの関連はこの前もここで私も取り上げまして、テレトピアとはほぼ同じような考えで、この同じものを二重投資してどなるのだという議論をやりましたけれども、その通産省のものと建設省のものと郵政省のものとここで三重になったわけです。これをどういうふうに整理していきますか、郵政省の考え方は。

○奥山政府委員 通産省の構想と郵政省のテレトピアとの関係につきましては、これは前にも御議論がございましたように、郵政省のテレトピア構想といひますのは、実用化を前提として通信インフラストラクチャーをある地域、あるコミュニティに集中的に構築をして、そこから実用化を通じてさまざまな諸問題、法制的、経済的、社会的諸問題を解明するということが目的でございます。

その際、通産省の方からは、どちらかというとニューメディアインディングとでもいうのでしようか、そのニーズの動向、帰趣を見きわめながらソフト中心に考えていきたいというふうなお話がございました。それに加えて今度建設省の方からまた新たに構想が出てきたわけでございますが、それぞの行政主管庁がそれぞれの観点から、地方振興あるいは地域社会の振興のために新しい都市づくりを目指すというものでございまして、それらの間に整合性が保たれ、混乱が起きないように関係各省で整理、協議してまいらるつもりでございます。

○竹内(勝)委員 建設省にもう一度お伺いしておきますが、具体的にはニューメディアを導入するために調査費や街区設計、施設配置などの計画策定費の一部を補助するとか、あるいは計画区域内での電線の地中化やミニ共同溝の整備に要する費用を助成するとか、通信ケーブルの敷設や中継器など送受信施設の設置を土地区画整理事業の対象事業として扱えるようにするというような報道がございします。そのように受け取っておりますが、こういう考えでよろしいのでしょうか。

○鈴木説明員 たいだいま御指摘のように、一部新聞にそのような記事が流れておりますが、先ほど申しましたように、現在省内で、今後の新しい都市づくりはどうあるべきかというものを検討しているところでございます。したがって、ここに書いてありますような事柄につきましては現在確かに検討はしておりますが、まだ省の方針なり局の方針というふうな固まったものはいまありません。いずれにいたしましても、建設省の場合には都市基盤づくりというような観点が強くなるかと思っておりますので、今後テレビアプロ構想等他省庁の同様の構想との調整につきましては、そのトータルの検討の中で一緒に相談し、検討していきたいと思っております。

○竹内(勝)委員 そこで、建設省が力を入れていらっしゃる現在の本委員会での議題である第二電電公社、これの設立構想というのはどうなっておりますか。

○原説明員 お答え申し上げます。

電気通信事業分野に競争原理が導入されるということになりまして、大容量の通信回線サービスにつきましても新規参入が予想されるわけでございまして、この大容量の通信回線サービスの幹線ルートといたしましては、高速道路も一つの対象になるというふうに我々考えておるわけでござい

ます。高速道路は、昭和五十八年度末で三千四百三十五キロほどございますが、現在その全線にわたって既に道路情報用の通信回線が敷設されているところでございます。建設省といたしましては、今後道路情報を含みます多様な情報というものを伝達いたします大容量の光ファイバーを敷設して高速道路の御利用をいたす皆様方の利便の増進に資する、さらに幅広く通信回線として活用するということも検討しておるところでございます。

この検討に当たりましては、各界の有識者の方々から成ります懇談会におきまして御意見をちょうだいいたしておるところでございます。その具

体化につきましては、去る七月二日に新たに設立いたしました財団法人道路新産業開発機構というところにおきまして調査研究を進めていくというところになっておる段階でございます。以上でございます。

○竹内(勝)委員 この構想は、先ほどのニューメディアシティー構想、これとどのような関連になりますか。

○鈴木説明員 ニューメディアシティー構想なるものがまだ検討中のものでございまして、ただいまの道路局サイドの構想とどのような関係になるかということにつきましては今後詰めていきたいと考えております。

○竹内(勝)委員 それでは、電電公社にお伺いします。

VRS、ビデオ・レスポンス・システム、画像応答システム、この電電公社のニューメディアの一つであるVRSの公開実験を京都の西陣織工業組合とタイアップして行いましたね。その後どういうふうになりましたか。

○岩下説明員 お答えいたします。

ただいま御質問のVRSの実験、実はこれは初めての実験を京都で行ったわけでございます。そのねらいとすると、西陣織工業組合の方で西陣織のたくさんある紋様あるいは織り柄、これを保存しあるいは必要に応じて検索可能な一種の映像図書館と申しましょうか、西陣織データベースといったものをひとつぜひ検討したいというお申し出がございまして、たまたま私どもの方にございましてこのVRSという技術、既に東京の銀座にセンターを持つておるものでございますので、京都の地元の方と御相談の上実験を開始いたしました。これは五月九日の当委員会でも御説明申し上げましたが、四月二十四日から五月の末日まで、当初は五月二十三日までの予定でございましたが、地元からの御要望もございまして、五月の末日まで一週間ほど延長いたしましたして実施をいたしました。

西陣織会館で展示実演を行いました。この結

果は大変好評でございまして、地元の組合員の方千数百名を含まして延べ約六千人の方にござんをいただきました。その結果につきましては、非常に便利なものだ、あるいは新しい西陣織の織り柄等を開発するための手助けになるといった感想といひます。御意見から、さらにもっと画像の質を高めてほしいという御要望に至るまでいろいろございまして。現在、この実験の結果を踏まえて、工業組合の方におきまして組合員各位の御意見なり御要望を取りまとめられるというふううに承っております。

○竹内(勝)委員 おっしゃるとおり先日VRSの実験についての反省会というか検討会を行ったところでございますが、その中では、まだまだ実験段階でございまして今後検討していく、こういうものが中心で、それをすぐ実用化するとかどうかというものではないように伺っております。若い人を中心にプロジェクトチームをつくったかどうか、そういうような意見も出たそうです。ですからそういう面でもまた公社としての協力が必要じゃないか、こう思います。

それから導入に関しては、西陣織物の業界としては御承知のとおり不況でございまして、先行投資には中小零細企業として厳しいものがある、しかし将来の方向は検討していく、こういったものでございまして、このVRSを地場産業の産業情報システムのモデル実験システムとして、また小規模でもよいからこれを当分の間続けたい、という要望がございまして。その面に関しての答弁が一つ。

それからコストの面で中小零細企業、特に西陣織の業界の不況という面から見て恐らくそれがマッチしないのではないかと、こう思いますので、そういった面での努力というものは今後可能性があるのか、その点を御答弁ください。

○岩下説明員 たいだいま御質問がございました。三点かと思いますが、まず第一の、今後組合の方におかれましてプロジェクトチームもおつくりになつていろいろ勉強されてさらに進められる、こ

の点につきましては私も全面的にまた御協力を申し上げていきたいと思ひます。

それから、第二点のこの実験をさらに継続してほしいという御要望の件でございまして、実はこれは設備的にもいろいろ問題がございまして。これは前回の委員会でもお答えをしたわけでございまして、このVRSのシステムはセンター設備と、それからいわゆる映像端末、これを結ぶ広帯域の伝送路、この三つから成つておるわけでございまして。このセンター設備につきましては、ただいま申し上げました実験の終了した翌日から、この秋から始めます三層でのモデルシステムの試験並びに来年三月からの筑波での科技博に備へまして、実は直ちに増設改造工事を実施しております。現在センターは休止をしておるわけでございまして、この辺の設備の増設工事なり改良工事につきましては、特に科技博は大勢の方が見えになるものですから、私どもとしてもかなりしっかりとセンター設備をつくらなければいかぬと思っております。したがって、このセンター設備についてはいつまでに工事が終わって稼働できる状態になるか、できるだけ早くしたいと思っておりますけれども、来年の春ごろになるのではなからうかというふうに、現在実はセンターについては考えておるわけでございまして。

それから、伝送路の方でございまして、これは電話回線に換算しますと約一千回線というかなり広帯域のものを必要としますので、京都での実験も実は一千回線分、これはどれでもいい一千回線でなしに、回線番号のつながつたものを一千回線分必要とするという、かなり技術的な制約のある中で無理算段してつくつたというふうな経緯もございまして、したがってこの伝送路の確保についてもいろいろまた工夫をしていかなければいかぬだろうというふうに思っております。と同時に、また組合の方でも今、展示実験をなさつた結果をいろいろ取りまとめられまして、私どもの方でもまた電電の立場からの技術的なあるいは使ひ勝手の検討も、実験の結果を踏まえてさらに今、

検討していただくをお願いします。

したが、いままで、この辺を総合いたしますと、実験継続をしてほしいという御要望はよくわかるわけですが、この御要望の中身を私どもとしましてはよく伺い、また、ただいま申し上げました設備上の制約がございまして、この辺一体どういふ解決があるだろうかということにつきまして、本日現在、まだ確答は御容赦いただきたくてありますが、できるだけの努力はしたいとは思っておりますが、かなり制約が多いというところはひとつ御理解をいただきたいと思っております。

それから、三番目のコストの問題でございますが、現在、商用サービスとしてやります場合に、いわばどのくらいの料金で御提供できるかということにつきまして、今のところまだ、定量的な形では詰め切っておりません。ただ、言えますことは、例えばキャブテンシステムのような、いわゆる静止画に比べますと、動画なりあるいは音声を出すという点で、センター設備あるいは伝送路等について、設備的にもかなり質の高いといえますが、お金のかかるものでございます。しかしながら、同時にまた、これからの技術開発によりまして、この辺の設備の低廉化も極力努力をしていきたいと思っておりますけれども、今のところは、現在、コスト、つまりは料金などのくらいになるだろうかということについて、定量的には申し上げられませんが、なお、コストの低減については、御利用でやすい料金にできるだけ近づけるべく努力をまいりたい、かように思っております。

○竹内(勝)委員 それでは、この問題、ニューメディアに絡んでVRSの問題はこの辺で終わりたいと思います。

そこで、本論に入りたいと思っておりますけれども、アメリカのATTが本年一月に分割になりましたね。その後の状況として、国民が受けたデメリット、かなり多いように聞いております。だから、このアメリカの電気通信の問題点として、ATT

が分割になったためにこういった問題点が出てきたというものをまず挙げてください。

○小山政府委員 ATTの分割は、本年一月一日に実施されたところでありますので、どちらかというところ、何が問題であるかという本質的な問題点、それはまだわかっていないわけでございます。これは、先日FCCのファウラー委員長が参りまして聞いたのですが、まだ実施されたばかりで、なかなかわからないというようなことでした。

ただ、しかし、具体的な、個別的ないろいろな摩擦現象というのは、こういうことがあるということとで聞いておりますことを申し上げます。一つは、こういう現象が出てくるということです。利用者が電話機の故障修理を求めた場合、従来は窓口が一つであったが、ATTの分割によって、市内通話部門と市外通話部門が別会社として分離されたために、いずれの会社が修理を行うかについて、責任分担が明確でないということから、故障が放置される事例が出たということが一つでございます。

また、その二つといたしまして、料金請求書についても、従来は一枚であったところが、ATTの分割によって、市内、市外の別会社から複数の請求書が来ることになりまして、利用者にとっては煩雑になったということでございます。

それから、第三点としましては、料金について、ATTの分割の結果、市内料金が値上がりしているという、これは値上がりしたという見方もできるといってございまして、これはどういふことかといふと、ATTの分割によりまして、今まで企業内部の分取システムがあったのが、それがとれなくなりました。その結果、FCCが定額のアクセスチャージを加入者に直接負担させるというような裁定を出した。今までは、市外網、ロングライン会社に支払って、そのロングラインの方から市内網の方に分取していたということができなくなりました。これは別々にやった結果、そういうことが出てきたということ

とです。

それから、地方電話会社が、州の公益事業委員会に対して、市内料金値上げの申請を相次いで提出しているというのを聞いております。ただ、これに對しましては、FCCの方でも当然言い分があるわけでございまして、これは、さっき言った料金請求書の問題とかというのは、史上最大の企業分割と言われた大変革なので、そういう瞬間には、短期間にはそういう衝撃があるのは当然であるというふうな説明の仕方をしております。

また、州の公益事業委員会に提出されている料金の値上げでございますが、これにつきましては、FCCは、料金改定の申請の理由の大半が分割によるものではなくて、最近のアメリカ国内のインフレによる報酬率の引き上げとか、コストの増大によるものであるというふうな説明の仕方をしております。こういう点につきましては、我が国の場合とは大分異なった点があるように聞いております。

以上でございます。

○竹内(勝)委員 それでは、一番の当事者である電電公社として、今、郵政省が何点か挙げました。わかる点もございまして、まだ抜けている点もあるんじゃないですか。技術的な面から見ると、これはいろいろな角度のものとあります。この公社として今までの調査結果やらそういうものから、あるいはこういう自由化に持っていくことというところで、いろいろ研究されているわけですから、こういうデメリットがある、また今後こういうものも起こり得るであろうというものも含めて御説明ください。

○山口説明員 お答えします。

ただいま郵政省からお答えになりました。大体、私もよく聞かしております。あるいはニューヨーク事務所を通じて情報をとっております範囲では、今おっしゃった程度だと思っております。

ただ、あえてもう一つ、加入者が障害のときに、実際に自分の宅内機器、電話機でございまして、電話機を持っていくときに、なかなか電話局

から障害修理に来てくれない、こんなようなことも聞いております。それ以外は、大体、今おっしゃったとおりだと思っております。

○竹内(勝)委員 ここで新規参入論を含めて、もうちょっと突っ込んだ議論をしてみたいわけですが、まず一点、具体的な問題で進めますが、請求書の問題が今、出ましたね。そこで、日本で新規参入がこの電話業にあって、いよいよ家庭が利用した、これ、請求書はどうなりますか、両方使うわけですか。

○章加説明員 具体的に第一種の業者が参入いたしました。私どもも相互接続したという事態になりました場合に、請求書をどのようにするかはいろいろな方法がございまして。例えば現在、KDDとの間でやっております方法は、KDDが発信者から着信者まで一元的に請求いたしました。その間の私どもの分については後ほどお払いいただく、こういうやり方、これはアメリカでは、ATT、ATCがなぐ場合にはBOCが、各電話会社があるような方法でやっております。それからMCIが参入している場合には、MCIが自分のところから着信側までを請求し、発信側の市内につきましては各電話会社が請求する、このようなやり方をやっております。また、所によっては発信、それから中間、着信という形で請求書が出ているということもあるやに聞いております。

このようにいろいろなやり方がございまして、具体的に第一種業者が参入いたしましたして、相互接続をするというふうな事態になりましたときに、私どもはその相手の参入の方と十分に話し合って、利用者の方々に迷惑にならないような方法に徴収方法をしていきたい、このように考えている次第でございます。

○竹内(勝)委員 今でも、公社だけでございまして、電話料金がこんなに高いわけがない、といって、電話の料金の苦情が多くございますね。どれくらいありますか。

○岩下説明員 手元に正確な資料がございませんのでまことに恐縮でございますが、これはまた問

くした法案ですね、郵政省の許認可。自分のところが認可するのに自分のところへつくったんですよ、これは余り意味がないように思います。そうすると、おのづとこの郵政省に置くのか、今の電電公社の中に置くのか、二者択一だと思いますが、どうでしょうか。

○小山政府委員 まだこれは考えておられないわけ
でございすけれども、例を申し上げますと、K
DDのときの設立委員会の事務局は郵政省内に置
いたわけでございます。ただ、これは今回のと大
分様子が違うというところは、電電公社の持つて
いる資産を分けてKDDというの設立されま
したので、そういった意味で郵政省という場所に
置かれたということでございます。

○竹内(勝)委員 局長わかるのです。局長、どう
いうふうに希望しますか、局長の考え。

○小山政府委員 これは私一存で決める権限を持
っておりますので、いろいろな上司、大臣等、
これは大きく関係するので、政府全体の中で御理
解を得た後決めていくということになろうかと思
います。

○竹内(勝)委員 でしょうね。

では大臣にお伺いしておきますが、大臣、私は
許認可権を持つ郵政省の中につくると、これは自
分が認可するのを自分でつくるようなものだ、し
かも郵政省の外局みたいなそういうものになつて
は、この行政の役割と事業の役割、明確に分けて
いかなければならないと思います。

したがって、私は大臣の考えを聞きたいので
すが、郵政省の中に置くというの、今後どこに
置くのかはいろいろあれですが、少なくとも郵政
省の中に置くのはベターじゃないと思ひますが、
大臣の考えはどうでしょうか。

○奥田国務大臣 先生のような御指摘もございま
すので、その面十分検討して、そういった御批判
のないような方向で努力したいと思っております。

○竹内(勝)委員 そこで、余り時間がないのでい
ろいろなところへ飛びます、恐縮でございますが、

まず事業法の第三十一条関係で、これは料金決
定原則、郵政大臣は、第一種電気通信事業におけ

る役務提供に係る料金決定原則、これを認可する
わけですが、これを定め、その実施状況というも
のを――私はこの法案を考えると、完全にこれは
今、国民の代表である国会、これを無視した、無
視したと言ったら恐縮でございますけれども、全
部郵政省でその認可、指導をしていく、こう
いう形になっていきます。少なくとも国民によつ
てここまで支えられたこの電気通信事業でござい
ます。国民の声を代表している国会、ここにその
実施状況なりそういったものを、郵政大臣が第一
種電気通信事業における役務提供に係る料金決定
原則を定めて、そしてその実施状況というものを
国会に提出し、承認なり議論をする必要があると
思ひますが、お考えいかがでしょうか。

○小山政府委員 料金決定原則でございすけれ
ども、これにつきましては、先生もう既に御存じ
のことと思ひますけれども、三十一條第二項で、
法律上この決定原則の極めて大綱的なことを示さ
れているわけでございます。第一号、第二号、第
三号というように形で、料金の一つの目安を法定
しているわけでございます。

それでは、その経過はどうであるかということ
につきましまして、確かに国会等に御報告申し上げ
るという点はございせん。しかしながら、私ど
うも原案をつくった立場の理由を申し上げます
と、郵政大臣の認可を受けるというこの郵政大臣
の行政行為、これに對しましては国会によつてい
ろいろ御審査いたされまして、いろいろな点にお
いて国会において御指導いただくということにな
りますので、この大臣の認可行為というものに対
する国会の一つのチェック機能、これにおいてや
つていただければというものがこの立法に当たつた
ものの趣旨でございす。

○竹内(勝)委員 郵政大臣がお決りになる、いわ
ゆる郵政省において検討されてお決りになる、こ
こまではいいのです。これは行政の問題です。だ
が、国民の代表である国会というものがそれに何
にも絡んでこない、ここがおかしいということ言
つておるわけでございますから、この辺の認識

をもう一度お願いしたいと思ひます。

それからもう一点、同じことでございますが、
会社法第十一條関係「会社は、毎營業年度の開始
前に、その營業年度の事業計画を定め、郵政大臣
の認可を受けなければならない。」これも同じく
少なくともこれは、会社は事業計画の中で当分の
間経営の合理化、効率化の年次計画を策定して国
会に報告できるような、こういったものでやはり
国民に支えられてでき上がった現在の電気通
信であるということを理解するならば、それが当
然じゃないか、こう思ひます。御見解いかがでし
ょうか。

○小山政府委員 二条にわたりまして先生の一つ
の御方針といひますか、御趣旨をいただいたわけ
でございますけれども、先ほど申し上げましたよ
うに、どちらにおきましてもこれは郵政大臣の認
可ということになっております。郵政大臣が行つ
た行政行為、これにつきましましては国会のいろいろ
御審査を受けるわけでございます。したがってま
して、直接的にこの事項について事業体が行つて
るものに対してという考えをとらなかつたわけ
でございます。これは郵政大臣の認可というこの
行政行為をチェックすることによつて、国会から
のいろいろな御指導をいただくという趣旨でこの
法律は書かれていくということを御説明申し上げ
たいと思ひます。

○竹内(勝)委員 奥田郵政大臣、こういう調子な
んです。したがって、この法案に關しては私は
もう当初から言つておるとおり、余りにも郵政省
御立派な方たちばかりです、しかし、これが何か
の拍子に郵政省と新電電が何らかの關係で、癒着
といった申しわけございせんけれども、非常
に物が言いづらいつきりしたものができな
いような状況になったときに、どこがこれを監視
するのですか。結局は国民が監視しなければい
ぬのです。

そういう意味から考えてみても、国会あるいは
我が通信委員会におきまして、現在、例えば電
話料金を値下げする問題にしても、電話料金を値

上げする問題にしても、料金決定原則の問題にし
ても、ここで審議をして国民の前であらさまに
して、したがつてこうなるんですよ。NHKの料
金でもそうです。これと比較するのはちよつと問
題がございすけれども、これだけ公共性のもの
の、しかも独占性のものが今までの論議からはっ
きりしているのです。それでなおかつ、いや今の
この法案のままでいいんです、こういう態度で
は、これは四月一日幾ら実施したいと言つたつ
て、それは年度の変り目だから実施しろ、再来
年でいいですよ、その次の年でもいいですよ、年度
の変り目ならば、もつとそういった面をクリア
しなければいかぬ。どうですか大臣、私の言つて
いることはおかしいでしょうか。大臣のお考えを
明らかにしてください。

○奥田国務大臣 御指摘の点はよく理解できま
す。郵政大臣たる者は、私に限らず国民的
な利益を中心最終の判断を下すと思ひますけれ
ども、先生の御指摘の点は、万が一にも恣意的に
そういった形が行われるようなことがあつては、
国民生活、社会、産業、経済活動に多大な影響を
及ぼす、料金関係あるいは事業計画関係において
何かもう一度政策的に担保しておく必要があるの
じやなからうかという御懸念だと思ひます。その
点につきましまして、料金の認可に關してもある
いは事業計画の認可に關しても、国会の先生方、特
に当委員会に御相談を申し上げるということは当
然でございすけれども、そういった形の中でさ
らにその公正、妥当という大きい視点に立つて考
えるときに、大臣認可に当たつてはこういう委員
会の承認というような形で御報告、相談を申し上
げるということになれば、そのように与野党の審
議の過程の中で先生方いろいろな御相談願えれ
ば、私たちもそういうような方向で善処してまい
りたいと思つております。

○竹内(勝)委員 ぜひそういうことでお願いしま
す。以上、終わります。

○志賀委員長 次に、安井吉典君。
○安井委員 大臣、こういうことから私始めた
と思ひますが、この間、四月の末から五月の初

めの連休に、この鈴木さんも御一緒だったのですけれども、アメリカのAT&Tの分割の問題を見に参りました。アメリカへ行きますと言うと、これはこの事業に余り関係のない人たちなんですけれども、私の友人は、ああVANのことですねと言うのです。

通産省と郵政省の壮烈なVANの権限争いが自民党も巻き込んで、マスコミも、新聞には、電電改革というのはVANの問題だと言わなければかりの記事が並ぶ。ですから、そういうような状況の中で法案づくりが進んだように私は見るわけです。国民の生活の一部になっている電話がどうなるのか、そういう基本的な問題がおおざりにされながらVAN、VANと朝から晩まで言ってきたような感じがします。

アメリカへ行きますとVANと言ったって通じないのです。それはもう十年も前から電話を利用していろいろやるのはもう当たり前のことになっているわけで、それよりも今AT&Tの分割がまさに重大な問題として社会全体を揺さぶっている、そういうような状況があったと思います。

いずれにしても、やはり電信電話事業をまあねく公平な一元サービスの事業として位置づけていくということが必要なのであり、さらにまた、新しい技術改革が進む段階で現在の電電公社の経営形態では十分に対応できない、これを改めなければならないと思います。当事者能力も十分じゃないし労働基本権も十分に発揮できるような状況になっていない。しかし、そう言うても、今度政府がお出しになった三法案、これは我々が従来から主張してまいりました国民の共有財産にふさわしい新しい経営形態と運営の方向、そういうものとはかなり違いののだと思ひ、容認することはできない、そういう態度できょうも若干のお尋ねをしてまいりたいと思います。

この改革はもとをたせば臨調答申に基づくわけであります。そこで、きょうはあの臨調のこの問題の担当であった加藤さんに来ていただきたいと私は願ったのですけれども、御都合が悪くてな

かなかチャンスがとれなかったわけでありすが、今度の新しい総務庁の方からたしか参事官がお見えをいただいているはずでありますから、臨調の段階において第三次答申、基本答申の中に電電公社の分割を書き込んだ答申を出されたその根拠は一体どういうものであったかということをやまいりたいと思います。

○新村説明員 お答え申し上げます。

臨時行政改革推進審議会は臨調の後組織でございまして、先生のお尋ねのように、臨調はどうであったか、明確にどうお答えすべきか、ちょっと性格上は問題があると思います。しかし、臨調答申のフターケアの機関でございまして、そのフターケアの機関として承知している範囲でお答えをさせていただきます。

臨調答申では電電公社が長い期間にわたってそれなりの立派な公共的な使命を果たしてきたという現状認識をまず持っております。さりながら、戦後二十余年を経まして電電公社の経営の現状というものをみますと、これは基本答申に書いてあるわけでございすが、幾つかの問題点が出てきているという現状認識をいたしております。

そのポイントには、一つは、設備の近代化にもかかわらず要員が十分に削減されてない。それから第二に、予算、給与なり各種の制約があつて企業性を発揮しにくい状態になっている。第三のポイントは、巨大規模の独占企業体である、そのために合理化意識の希薄という問題があるんじゃないか、基本答申はそういうような認識に立っているものと承知しております。

そこからは、そういう認識を踏まえまして電電公社が今後とも電気通信サービスについて良質のものを低廉な料金で供給するという公共的な使命を果たし、それから技術革新の著しい分野だから将来の技術開発力というものが大切になければいけない、そういう命題にこたえるためにどうしたらいいかという認識をしているように私も承知しております。そのためには、経営形態の民営化、独占の弊害の除去、それから規模の適正

化、答申そのものを全部読み上げればよろしいのですが、ポイントだけ申し上げますとその三つが必要ではないかという認識に立っております。それらを踏まえまして具体的な提言をいたしましては、電電公社について中央会社と地方会社の再編成、それから基幹回線分野における競争の導入、そういう措置を講ずることが必要ではないか、そういう背景のもとに提言をいたしたものと私どもは承知をしております。

○安井委員 臨調そのものは解消してしまつて

るわけですから、そしてまたそれをおつくりになつた委員の方がここにいらっしゃるわけではありせんから、余り深入りをしたお尋ねを参事官にしてもしょうがないのかもしれないけれども、とりわけ——とりわけというものは、あの答申には、今、御指摘になつたことにも随分問題があると思ひます、そういう意味で申し上げておられるわけですが、そういう中でも特に分割の問題ですね、これだけはどうしてもただけだけの、私はそう思うわけがあります。複数の地方会社に分割ということですが、どんなふうになるかは別として、とにかく現在ある電電公社の通信局単位には大変な格差があるわけですね。だから、そういう問題について何か配慮があるのかと思つたら、何もないですね。ただ分割をしろ、そういう提起でしかないわけでありすが、分割さえすればいいのかという点であります、その点はどうですか。

○新村説明員 お答え申し上げます。

先ほど申し上げましたように、細目の問題について、今、私ども臨時行政改革推進審議会が臨調について、その細かい点について解釈云々、どこまで言うべきかちょっと問題はある、先ほど冒頭と同じでございますが、一応そういうふうに申し上げさせていただきます。

ただ、分割問題云々という話は、はっきり申し上げまして、臨調過程では分割をさうかどうかというところについていろいろ検討を行った末に、電電公社が公共的な使命を果たし、その中で企業性も十分発揮していくためにどうしたらいいかと

いろいろな検討を経た末に、中央会社と地方会社への再編成、そして競争の導入ということを提言したものであると私どもは承知をしております。

○安井委員 臨調の答申あるいはその検討の基礎にアメリカのAT&Tの同意審決——答申が行われたのはこれが出る前だったと思ひますね。ですが、早くからAT&Tの分割についての試案というのか、そういう考え方は出されていたわけですよ、幹線会社と地方会社というその構想ですね、それがモデルになっているんじゃないですか、どうですか。

○新村説明員 お答え申し上げます。

私ども、審議の細目について、どういう審議過程というところについて細かく御報告申し上げます。ただ、審議の過程で確かにAT&Tの事件——事件というのかそういう一連の動きというものは底流としては動いてたという事実はございします。ただ、臨調が電電公社の問題を検討したその考え方というものは、AT&Tがこうだからという話ではなくて、あくまでも現在の日本の電電公社が抱えている問題、それをどう解決して公共性と企業性を、そういう観点で検討を行ったと私どもは聞いております。

その細目のところにつきましては、私ども行革審議会として、ちょっと審議の仕方等について答弁能力がございせん。恐縮でございます。

○安井委員 何しろその当時は、ヨーロッパのこの国を見たつてみんな国営か公共企業体営です。アメリカとカナダですか、民営というものはそれぐらいいいのですからね。そういう中で発想で、当時アメリカは分割の問題でずっと騒いでいた、反トラスト法の関係での騒ぎが続いていた段階でこういう考え方が出ていたわけですね。だから、その臨調の答申と同じようなことが今度アメリカで行われたわけですよ。いわゆるAT&Tの分割は、幹線会社とは言ひませんけれども、それは一本になつていて、AT&Tはまたい

いろいろな部門がありますけれども、しかしローカルの会社をつくったのですから同じことなんです。アメリカのこれと同じことが、臨調が先に出したそういうものであったという点に、だから私はどうもモデルが向こうだったのじゃないかな、そういうわけですね。

ところが、そのモデルになったアメリカは、さつき御質問がありましたね、FCCの表の、委員の方々からの報告でさえ、さつき小山局長が言われたような問題点が起きているわけですが、本当に一般の民衆の中に入つてみたり、ワシントンだけじゃなしに田舎へ行つてみたらわかるのですよ、大変な混乱が。例えば故障が一つ起きた場合でも、十五分間に幾ら。それは会社からそこまで来る間の時間で計算するわけですね。それから十五分たつたら幾ら、十五分たつたら幾らと合計されるわけですよ。それぐらいいろいろな新しいあり方が出てきているわけでありまして、ですから、いろいろ話を聞いてみても、分割だけはどんなことがあってもやるべきではないという印象を私は得てまいりました。

しかもアメリカは、分割したつて、二十二ぐらいの分け方をしたつて、州だつて五十あるのですから。テキサスなんか日本の二倍半もあるのですからね。日本はそんなものですよ。しかもアメリカは各州ごとに料金が違いますよ。ニューヨークから隣の州へ行つたらもう公衆電話の料金からみんな違うのですから、そんなのは平気なんですよ。

しかし、日本というのは大きな一体性がみんなの意識の中にあるわけですから。アメリカの分割は、料金が違うというのが当たり前な、そういう頭がある。そういう中でいくのならばあるいは通るかもしれないけれども、日本の場合、みんなばらばらに割つてみたつて、違った料金で計算するなんというところは、こんな小さな国で考えられないじゃないですか。特に、これは五十七年度の電電公社の通信局別収支でありますけれども、この十一のうち、関東、東京、東海、近畿の四つだけ

はずば抜けて収支率がいいわけですね、収入が多いいわけですね。しかし残りは、北海道、東北、信越、北陸、中国、四国、九州は全部赤字なんです。そういう大きな格差があるところへ分割して何ができるのですか。

ですから、きょうはあなたにその分割はしませんとという約束を願えるわけありませんから、そういう大きな問題点があつて、だからこれは臨調の答申どおりじゃないですよ、分割の問題は今の法案には入つていませんよ。この法案でいいという意味ではありませんが、三年後の見直しだとか何かという段階に、もう一度臨調の古証文を出してきて、分割だけはやりなさいなどというばかげた言い方は私はもう絶対やつてほしくない、これは行革審の参事官に申し上げてもしよるがないが、大臣、この点は見直しとか何とかという問題もありますけれども、ひとつはつきりしてください。今度のものに分割がないということは私は評価しますよ。しかし、次の段階もそういうふうな考え方は一切出さないでほしい、そのことを一つ念を押したいと思ひます。

○奥田国務大臣 世界的にも誇り得るこういった高い通信技術、そして全国のネットワーク、世界でも誇るべき形で、すぐく、すぐかかるという目標を達成してきたわけでございます。したがつて、アメリカのAT&T分割、その後の混乱状況もある程度情報を得ておりますけれども、今回の法案に当たりまして、全国あまねくそういった形の電電公社が達成してきた、こういった公的な形というものはますます強化されるべきであります、今後ともこういった形は大事にしていかなければいかぬと思つております。したがつて、臨調の民営分割という形の中で現実論としてそういった実態を踏まえて分割という形を今回の法案でもしていないわけでございますし、今後ともそういった形でまいりたいと思ひつております。

ただ、見直し規定を設けましたのは、一種事業にも今回一定の資格を付与しながらも参入を認めることになりました。そういった形で果たして、

この一元体制を維持しながらもこの参入の結果が社会、産業的にも国民生活的にもどういう環境変化をもたらすであろうか。あるいは、例えばデータ通信、データの部門、今現在、電電が一種事業者であり、かつ二種事業者の大型のそういったVANに似たようなあらゆる附帯メディアのサービスも行うわけでございますから、これらが将来において公正競争を欠くという形の影響が出てこないであろうか、あるいはそれに基づいてその部門のあるべき姿として分離の方がいいのかわからないという検討材料も含めての見直し規定でございますし、分割という形については私は考えております。

○安井委員 考えていないということでも私もあれですが、まあ暮れに大臣かわらないでもう少し三年後までやはり大臣をやつてもらうんですね。いづれにしても郵政省のきちつとした方針としてそれは構えておいていただきたいと思います。

次に競争原理、市場原理の導入というのが今度の改革の大事な点だというふうに伺つてゐるわけでありまして、その競争というのは、第一種事業の場合で言いますと第二電電とか第三電電とか言われているのが新規参入してそれとの競争が可能になった、第一種だけに限定した場合そういうことでしょうか。

○小山政府委員 言われているところのいろいろな第二電電構想、こういったものが出ますれば競争原理の導入をしたという形になるわけでございます。

○安井委員 何かこう競争原理があまねく働くというふうな言い方と言われる人もいるようなんですけれども、しかし第二電電、第三電電、第四電電、今四つぐらいあるのですか、そういうのが出てきても、しかしそれは北海道の山の中とか四国の奥だとかそういうところに競争をするような会社というのは恐らくないんじゃないかと思ひますね。だからナンバーのつく電電が新しくできるにしても、競争というのはもうかるところだけであるだけで、その他のところは競争原理が働かな

いんだ、僻地には競争なんというのではないんだ、競争というのは全面的というふうには言われるけれども、実は部分的な競争しか現実にはあらわれないんだ、私はそう理解するんですが、どうですか。

○小山政府委員 おっしゃるとおり現実には競争原理が導入されて、そこに競争者があらわれるというところは、裏を返しますれば、そこに需要が現実的に生じている、存在しているからこそ、そこにおいて事業を営んで利潤を上げていくという一つの企業意識が出るわけでございます。こういった意味での需要がないところには、確かに新規参入というものはないわけでございます。

ただしかし、こういった場合におきまして問題になりますのは、その需要が生じないということ、逆から申しますと、今度は、今、現実に行つております電電公社、これからせよ新電電公社がその地域の住民の方たちに満足しているサービスを提供しているからこそ需要が出ないということにもなるかと思ひます。非常に事例が古いことで申しわけないでございますけれども、かつての有線放送電話というのが非常にできたことがあります。これはやはり競争原理でも何でもありません、そこにおいて現実に電電公社の電話というものが敷設できなかった。ところが需要がそこに生じていた。そこにおいて今度それをどうしても満たしたいところから有線放送電話というのが生じたというところでございまして、満足な形ですべての需要が満たされているという場合には、やはり一事業であつてもそこにおいてサービスが満足させられているということだろうと思つております。

○安井委員 それならわかるのですけれども、どうも競争原理というのが働いて、民営化すればそれがもうすばらしい効果を上げるといふような言い方をされるものから、私は競争原理というのはユニバーサルな問題ではなしに、局部的な問題だ。だからそれは逆に局部は過熱しますよ、もうかるところ、回線の需要の多いところはです

確かにトラフィックの多い区間に新規参入があるのは実は競争原理を導入すれば当然なんだろう。いまして、価格競争によって価格が低下していくというのは市場原理、市場価格でもって自然のことだろうと思います。問題となりますのは、競争の結果がその競争以外の地域に影響を及ぼして、結果的に、競争しない恩恵にあずからないところの利用者が高い料金を負担しなければならぬということだろうと思います。これは過度の競争の結果だと思ひまして、こういったものはやはりいろいろの措置を講じなければいけないと思ひます。

一つには、事業体がトラフィックを奪い合うというのじゃなしに、積極的に新規事業を開拓して電気通信事業全体の収入がふえるというような一つの営業行為を盛んに行うということでございます。

す。またもう一つには、競争に耐え得るような効率的な経営をこの機会に十分とっていただきまして、結果的にあらゆる料金が下がって使いやすしい料金になるように事業者も努力していただくというところろうと思います。

と同時に、料金の認可というのは郵政省という立場で今回の法律はつくられております。本来、料金認可というような行為を通じてこういったそれぞれの事業者でつくるところの料金をチェックしていくということは必ずしも望ましいことではないのでございますけれども、過度にわたる競争

の結果、それが利用者である国民の皆様方の支出の増加になるということになった場合には、認可という行為におきましてそれを是正する行為があつても許されるのではないか、こう思つておりまして、そのような努力の複合によりまして、過度にわたる競争の結果、競争圏外にいる方の料金が上がることは避けるような努力をしていくべきであらうと思つております。

○安井委員　総裁にお答え願ひ前に、この委員会が六十一年まで市内料金を上げないというふうなお話をされていることも聞いておりますけれども、その競争が始まるのは六十二年からなんです。

よ。だから六十二年まで上げないと言つて新聞も大きな見出しになっておりますが、競争も何も始まらないのですから、今の状況がただ続くだけで、六十二年まで上げる要素は全然ないわけですよ。問題は、六十二年以降本当に競争が始まった場合に市内料金のアップというのが起きるのかどうかということなんです。その点をひとつ伺います。

○真藤説明員 今の御質問でございますが、私のとき申しましたのは、六十一年の秋ぐらいにならないと市内料金なり近距離料金を科学的な資料に基づいていろいろの事を考えることはできない状態でございますと申し上げたのです。六十一年の秋になりますとそういう資料が出てきますから、それによつていろいろ勉強して、それから先どうするか、そのときから先新規参入が入つてきていろいろ問題が具体化してきますので、それから先に対応をどうするかという事で考え始めて遅くはないんだ、そう申し上げたのでございませう。したがつて、六十一年までは私も市内料金なり近距離料金を云々する資格は実際はないんです、こういうことを申し上げたわけでございませう。そういうふうな御了解いただきたいと思ひます。

それから、前の御質問でございますが、今、業者としていろいろじつと様子を見ておりますと、現状のように実質上の収入は電話だけで、それ以外のものもありませんけれども、全体の収入のパーセンテージからいくとまだ一〇%になってないというのが実情でございます。そういうふうな状況の中で、いろいろ新規参入が入つてきた場合とか、あるいは過疎地帯あるいは密集地帯というふうなもの、今の収入のベースで考えますと、今、先生がいろいろ御心配いただいているようなことは十分に心配しなければならぬ問題だというふうに考へております。

ところが、六十三年、四年、五年になりますと、大部分のところがデジタルサービスを提供できるようになりますので、そうなつてまいりま

す、それまでの間の私のもの業者としての営業活動ということも、それから今の郵政なり建設省なりあるいはまた通産省でお考えになつていただいているテクノポリスとかテレトピアとか、そういうふうな御構想に基づいてデジタルサービスの新しい使い方というものが地域社会に今よりもずっと、想像以上の変革を及ぼす可能性がだんだん強くなつてまいつております。

今でも地方の県庁を中心に御熱心にこの新しいデジタルサービスを行政なり産業なり地域社会の生活にどう利用するかという事を考えられておられる地域はかなり進んだお考えがはじめておられて、そういうものに対して私も全面的に御協力申し上げております。これは御協力というの言葉が悪いのでございまして、営業活動、いわゆるお客づくり、ある意味で言うところのトラフィックの増加の営業活動をするというふうなことをやつておりますが、これが恐らくあと三、四年はたしますと私のものデジタルサービスの普及と同時にかなり具体化してくるということにならうかと思ひます。

現在総平均で見ますと、殊に地方の方では今の料金で現在よりも一日に一回か二回余計電話をかけていたと、大抵の地方は黒字になる程度のところでございます。例えば九州あたりは沖縄も含めておりますからずっと赤字だという常識でございまして、五十八年度から赤字から抜け出してあります。それから四国もかなり急速に状況が変わりつつあります。

そういうふうなことで、恐らく競争会社が具体的に操業を始めても私どもが上手にデジタルサービスを地方に早く普及できるように方向性を持つていきますと、恐らく競争相手が入つてきたところは地方で経済的に自立できる姿にならうかというふうに想像いたしております。それで、都会地で私どものお客を食われるのを、地方のそういうふうな増収によつて補うということも考えなければなりません。

一方今度は、都会地での新規参入と私どもの競

争の実態でございませうけれども、地方でも今様な動きが出てまいりまして、あと一二年、二、三年すると通話量というものが随分様子が変わるだらう。また様子が変わるようにならうに、さらに様子が変わりやすいようにならうに、さつき申しましたように、今から二年たつと数字がいろいろ出てまいりますので、それをベースにして、地方は今よりも電話を使いやすいあるいは通話線を使いやすい料金体制に持つていける可能性さえも考えられるというふうに見ております。

一方都会地では、これから電話以外の使い方がかなり急速にふえてまいりますので、この面から来る増収というものが相当なものになると思ひます。新規参入が少々入つてまいりまして、東京、大阪のようないわゆる繁忙地帯で向こうの収入になる面が出てまいりまして、ちょうどまたそのころになりますと、都会地帯ではいわゆるV A N、第二種の方が具体的にかなり通話量をふやしてくると思ひますので、その辺のことを考えますと、新規参入が入つてきたから直ちに私どもが貧乏する、貧乏したそのツケが田舎に行く、あるいは近距離、市内電話料金の値上げに転嫁しなければいけないというふうに、そういうふうにはすぐつながらぬでも持つていける方法があるのではないか。

アメリカの例は、今おっしゃいましたように、あれだけの広大な地域に日本の人口の二倍半か三倍くらいしかおりませんけれども、カリフォルニア州とほとんど変わらぬ面積にこれだけの人口がおつて、これだけの生活レベルをこれから先上げていくわけでございまして、アメリカの現在の例をそのまま我々の例に引き直して行くということはちやうど無理かとも思ひます。そういうことを考えますと、かなり楽観論過ぎるかもしれないけれども、そうそう新規参入が入つてくるのを重大事件だというふうに考えぬでもいいんじゃないかというふうに考えます。

一方また、私みたいに民間で過当競争とも言われる業界で育つてきた人間の経験から申します

と、やはり何といつてもかんといいても独占事業というものは効率性が決まっていますものではないというところもはつきり申し上げられると思ひます。公共性と効率性ということでございますけれども、これは対立するものじゃなくて、一つの問題の裏表と思つておりますので、そういう意味で、この新規参入というのに対してそう怖がる必要はないんじゃないかというふうに考へております。

○安井委員 私は人が悪いものですから、奥田郵政大臣が、技術の進歩と調和した料金体系のあり方を考へていくのが重要課題だというふうなことで、今、審議会でも相談されたり、あの中では情報量課金システムを取り入れた新料金体系の検討をする。あるいはまた総裁も、六十一年までは間違ひなく上げません、こう言われることは、何か六十二年以降は市内料金はもうこれは上げざるを得ないという伏線を、郵政大臣も総裁の方もおつくりになつたところのじゃないか、私は人が悪過ぎるのかもしれないけれども、そんな気がしてならぬわけですね。

ですから、今も大変自信のあるような言い方をなさつていられるし、この委員会が審議はいつ終わるかわかりませんが、今度のこの改革によつて、市内料金が今の十円三分を上げるのが絶対ないという決意をして、我々が、これからこの法案が通つたら国会はどうも余り発言の機会がないので、せめて国民の代表としてそれぐらいやってもいいのじゃないか、私はそう思うのですが、どうですか、大臣。

○奥田郵政大臣 法案成立の晩、競争原理を導入して、新電電に移行して、効率的な経営で努力されるという形で、還元するところ、今度の法案の意図するところも、結局は国民に安くて良質なサービスという形で具体化して還元されなければ、今度の法案の意味もないわけでございます。今、公社の総裁も申し上げましたように、私は、今日における電気通信の技術革新というものはもう目覚ましいものがございまして、必ずやそういういた

形で還元していただけると思っております。したがって、アメリカでA T T分割に見られたような市内料金に転嫁されてくるようなことは厳に戒めなければなりませんし、また料金のそういった問題に当たっては、もちろん国会の先生方と相談して公正、妥当な料金体系を維持してまいらなければいかぬことは当然でございます。

今、公社の総裁も自信を持って、そういった時代に対応しても新規参入がよければあつて世上言われるようなクリムスキミングのような実態が起きたとしても、自分たちはその間に自助努力によつてあらゆる形でそういった形をいたさないという決意表明にも私はとれましたし、また私もそういうあるべきだと思っております。そういった形での料金転嫁を一般の国民に与えるということは絶対避けていただくような方向で努力してはしいと思っております。

○安井委員　ですから、大臣までそういうふうに言っていたら、この委員会ではいろいろな問題を最終的にまとめ上げる、これは今度の国会で通るか通らないかわかりませんが、しかし、いつかは通るといふような段階では、やはりみんな心配しているのはそれなんです。遠距離は下がる、これはもう当たり前なんです。高過ぎるんです。しかし、市内料金は安くて世界一なんです。これが上げられるのじゃないかという心配をみんなしているんです。やはり国会は国会として、上げるべきではないかというふうな決意を明確にすることが必要なのではないかと思うのですが、委員長、私のきょうの発言をひとつ覚えておいていただきたいと思ひます。

それから、アメリカではライフ・ライン・サービスというのがありますね。生命線サービスというのです。日本では福祉電話とかそういうものがあると思うのですけれども、今度の改革では、おこなわれている地域をカバーするためのユニバーサルサービス基金ですか、そういうような考え方がかあるいはアクセスチャージの法案とか、そういうようなものも同時にF C Cは提起してお

ります。なかなかそのとおり国会が通らないわけなんですけれども、一応大きな改革では生ずべきいろいろな事態を配慮しながら、僻地の問題に対して法律的にこれまでやったかどうか、ユニバーサルファンド、あまねくサービスが行き届くためにはおこなわれている地域に、特にこれは遠距離公社がもうかるのですから、その会社から出してもらうのか、アクセスチャージも大体そんなような考え方に近いわけです。

それからまた、それによつてライフ・ライン・サービスを維持するとかそういうような提起があつたのですけれども、日本の政府は今度のこの大きな改革の中でそういう御提起は少なくとも法案という格好では一つもないのです。その点私は不満に思うわけがあります。今は福祉電話というような意味のことを私は取り上げたわけでありすが、料金も半分ぐらいにしています。そういうような考え方もやはり生かしていただくということが必要じゃないかと思ひますが、どうですか。

○岩下説明員　今、先生おっしゃいました。いわゆるユニバーサルファンド的なものについての直接のお答えにはならないかもしれませんが、先ほどのいわゆる過疎地ないしは僻地に対するサービスの低下あるいは料金の格差の問題の御質問にもつながるものと思ひまして、お答えさせていただきます。

先ほど郵政省の方から御答弁がございましたが、私も事業者の立場に立ちますと、情報のいわゆる地域格差の解消、是正ということが私も通信事業に携わる者にとつての大きな社会的な命題、責務の一つと考えておるわけでございます。過去三十数年、公社時代におきまして、先生も御存じの自動式を初めといたしまして一連の施策を全国あまねく実施をいたしました。こういつた考え方は、今後新会社になりましたら、当然、これは私どもの事業経営の基本方針の一つとして堅持をしております。その場合を考えなければいけないと思ひます。

は、例えば、今申し上げました僻地対策の代表といたしまして昭和四十八年から計画的に実施をいたしました。いわゆる加入区域の拡大、つまり特別の御負担なしに電話をおつけできる区域を計画的に広げるということ、こゝしを含めまして過去十二年間実施をいたしました。五十九年度現在では全国くまなくほとんどすべてが普通加入区域になることになりました。また、一時ございましたいわゆる地集電話、これは非常に使い勝手が悪いものでありますから、これにつきましても一般加入電話への切りかえについてもこれまで過去十年間計画的に実施してまいりまして、既に完成をいたしました。さらに、これは過疎地域だけではございせんけれども、昭和四十四年度から防災対策といたしまして、非常事態においても僻地を含めまして通信の途絶を防止するような施策を講じてまいりました。こういつた今申し上げました三つの施策を合計いたしますと、すべて採算に乗るものではございせん。いわゆる非採算投資でございますが、自動式を除きましても約一兆八百億円という投資をいたしました。

ある意味では、こういった施策が可能でありましたのも、片方で、いわゆる企業性といひますか、功利性といひますか、これに努力をいたしました。つまり、そういった非採算投資もあえてして、つまり公共性を実現できるような企業としての財務のタイリョク、タイリョクは耐える力であり、体の力でありまして、こういつたものをバックにして初めて可能だといふふうに考えております。したがって、新しい会社になりましたら、こういつた公共性の責務を具体的に担保するためにも経営の効率化、また競争場裏におけるさらにも一層の経営の努力といふことを重ねてまいりまして、また、そういったことによりまして、そういう意味の情報の地域格差の是正、解消ということも可能だといふふうに考えておるわけでございます。

○安井委員　とにか、生ずべきさまざまな矛盾や問題に対するきめ細かな対応が必要だといふこ

とを私は指摘しているわけでありまして。それから附帯的達成業務というのがあります。国内の電気通信事業を有効にする事業を新電電がやる場合、これは何か一々認可が要するのです。認可事項の中に入っているようでありすが、けれども、それこそ創意工夫を凝らしながら新電電が附帯事業をやるのに認可というのは要らないのじゃないか、私はそう思うのです。専売の新法でも附帯事業の認可は不要ということになっているように思ひますが、どうですか。

○小山政府委員　新会社は、今回、法案で出しておりますように特別な法律上の使命を持った会社でございます。その目的を常に達成するということが必要であるわけでございまして。しかし会社設立の趣旨、目的に反しない限り幅広い事業活動を行い得るというのは当然でございます。

ただ、この問題といたしまして、会社それぞれ自体が附帯業務、目的達成業務というふうなことで自主的に判断するのですけれども、企業意欲によつて創設されることはまたえてして恣意的になることもある、特にこういつた附帯業務を拡大することによりまして本来業務が機能しないというふうな面が出ます。これはもともと公共料金で支えられている事業でございまして、客観的な目で認可事項としていこうという考えでございます。

○安井委員　今、御答弁がありましたけれども、恣意的で何をやるかわからぬという面もあるから、そういう疑念暗鬼で新会社を見ているということ自体に私はどうも問題があるように思ひます。私はこれは要らぬと思ひます。

そのほか、独占禁止法のかかわりだとかデータ部門の分離の問題とかいうものもあるわけですが、今まで皆さんがおやりだそうですからこれは抜きます。

この法律による新会社は一体どんなような経営見通しになるのかといふことを私は少し数字で示していただきたいと思ひます。やはりどんなものになるのか心配です。今まで税金も払っていないわけですし退職給与引当金などというのもないの

ですから、会社法が適用になり法人税がそのまま適用になるということになるかどうかという点であります。

きょうは大蔵省と自治省からおいでいただいておられますので、新会社はどんな経営になるかわかりませんが、去年の経営状態を見て国税あるいは地方税のどういう税金が大体このくらいになるだろうという試算をお願いしてあるのですが、どうでしょうか。

○日高説明員 先生御承知のように、税金がどのくらいになるかという場合には、利益なりあるいは今後の資本金の額を最終的には設立委員の方で決めていただくことになりまして、そういった幾つかの不確定要素がございますので、現段階では確定することは申し上げられないわけでございますが、仮に五十七年度の利益、決算ベースで三千七百億円でございますが、これをベースに極めてラフに大ざっぱな計算をいたしますと、国税、地方税合せて二千億円程度になるのではないかと、ただこれは極めてラフな計算でございますので、その点御承知おきいただきたいと思います。

○丸山説明員 地方税関係でお答えを申し上げますが、今回の経営形態の変更に伴いまして、日本電信電話株式会社につきましては現行の市町村納付金制度をやめまして原則的に地方税を課税させていただきます。ただし、固定資産税につきましては日本電信電話公社から出資されます一定の基幹的な設備に係ります償却資産につきましては、税負担の緩和を図る趣旨から五年間課税標準の二分の一の特例措置を講ずることについていたしたいということで、別途地方税法等の改正法案の御審議をお願いしております。

この新しい日本電信電話株式会社の地方税の負担につきましては、先ほど大蔵省の方からも答弁がございましたように、将来のことでございますので不確定要素が極めて多いでございます。ただ五十八年度の納付金の算定基礎となりました試算等をベースとしたしまして算定をいたしますことが

可能な税目でございますと、つまり固定資産税、事業所税、都市計画税の三税でございますけれども、これで試算いたしますと初年度においては約九百五十億円程度となるかと思っております。ちなみに五十八年度の納付金額は五百八十一億円でございますので、その差だけが増加することになるかと思っております。

なお、道府県民税、市町村民税及び法人事業税につきましては相当の増収が見込まれると思っておりますけれども、具体的な点につきましては課税標準額がわかりませんので、明確なお答えができません。先ほど大蔵省の方で包括的に申し上げました数字にほぼ近いのではないかと考えております次第でございます。

○安井委員 先ほどの大蔵省のは地方税も含めてということですね。ですから、結局地方税国税合せて二千億円、そういうことですか。

○日高説明員 個々の税目について一々計算できないものでございますから、現在の一般の法人の実効税率といえますか五〇％くらいということとを前提に、したがって国税地方税合計いたしました額が大体二千億くらいではないだろうかということとでございます。

○安井委員 株式の配当はどれくらいを見込むのですか。

○小山政府委員 これにつきましては、新会社が発足いたしました新会社の経営陣の判断によるものでございますので、今から予測することはできないわけでございます。また同時に収益というものの、非常に不確定でございますので、今、確たる数字を申し上げるわけにはいかないのでございますけれども、いろいろ資本金の総額等とも兼ね合いがございますので、ちょっと数字でもってお答えすることはできないわけでございます。ひとつ御容赦いただきたいと存じます。(「大体一〇％くらいと言ったよ」と呼ぶ者あり)何かお聞き違ひかと思ひます。私はまだ数字は申し上げたことではないのでございまして、ひとつ御了解いただきたいと思ひます。

○安井委員 財政収支というのは一応胸算用ぐらいはできているのじゃないかと私は思ったのですが、これはもう少し先でもお答えは結構です。株の売却益の問題について何度も何度も皆さん質問をされていると聞いておりますが、これも郵政と大蔵の戦争になっているというところのようですが、予算総則に掲げるといふ規定の仕方はまさか予算総則の支出じゃないでしょうか、これは歳入というところでしょね。ということは、法律的にこれはもう国庫に入るのだということを決めてしまっている案だということも受け取れるのですが、その辺はどうなんですか。

○日高説明員 予算総則に掲げたいたすのは、いわばその年度一年間における売却の限度数でございます。したがって、それではその歳入云々というところになります場合には御承認いただいた売却限度数の範囲内で売却することになるわけでございます。また、一株当たりどのくらいかというところをその都度見込みを立てて計上しなければならぬというところになるわけでございます。

○安井委員 このことはもう随分ここで議論されているのでありますから、深く触れませんが、政府の持ち株にも配当はあるわけですね。

○小山政府委員 今のたてまえとしては、政府の持ち株にも配当いたします。

○安井委員 臨調の答申の中には、株の集中制限をすべきであるという書き方がありますね。それにはどういうふうになったおつもりですか。

○小山政府委員 臨調の答申の中の精神は、あれは分割をたてまえたものでありますから、今回の会社とは基本的な考え方が大分違っておりますけれども、要するに、これがある特定の人の支配に入るといふようなことを避けるという意味で話だと思ひます。今回の問題といたしましては、三分の一以上は国が所有するということにいたしましたので、いわゆる特別議決権というふうなものがあるところに生じないように、特定の人間の支配から国の保有株によって守っていくという措置をとっているわけでございます。

います。

○安井委員 これは、もつと先の問題かもしれないけれども、いずれにしても、株を放出し、公開するという段階では、もうこれは大変な問題になるわけですね。それこそ、電電の、国民の共有財産を売却渡し、まず政府が懐に入れて、あとお金を持っている人に渡してしまうというふうな受けとれかねないようなあり方は、大臣、絶対避けたいわけじゃないかぬわけですね。今まで随分議論があったそうですから、そのことだけ大臣に特に申し上げたいと思ひます。どうですか。

○奥田国務大臣 御指摘のとおり、国民の形成のもとにできた公社のそういった資産、それを新株として将来にわたって売却して、その使途は別といたしまして、そういった形の沿革をよく考えた場合に、国民にいきさかの疑念を持たれたら、あるいはその株の分配に当たって特定の人に特定の配分というふうな形は厳に避けて、国民注視の中で、国会の先生方の承認も得た後の株売却になるわけでございますけれども、その点については、厳に注意してまいりたいことは当然であろうと思ひます。

○安井委員 第二電電、第三電電という問題について、ちょっと触れてみたいと思ひます。アメリカの場合、AT&Tにはエンド・ツー・エンドという規制があるわけですが、新事業法にはその規制がありません。それよりも、アメリカの場合、MCIとかGTEとか、たくさんさんの新入り会社が乱立をして、共倒れになっているという事態がもう既にあらわれているわけでありまして、そういうのを見てかどうか知りませんが、奥田郵政大臣は、新聞で見ますと、今、名を上げてくるのは四つくらいあるわけですか、それが余り乱立して、国民経済的なプラスにならないようでは困るというふうな言い方をなさって、これは、その統合が必要だというふうに言われたのかどうか知りませんが、何かそういう意味に受けとめられるようなお話があったそうですが、それはどうなんですか。

しか、現実論としては、回線をみすから持ての通信事業を営むということになりますと、資金、技術、人材、しかも、そういう公共的使命を達成する上においては、的確な経営モラルを持った事業体でなければならぬ等々、いろいろ適格要件等を備えたということになりますと、なかなかそう簡単にだれでもやれるという性格のものではないということをも、まず言ったわけでございます。したがって、今後、そういう形の参入が行われるに当たっては、これらの適格性を備えた方々がそれぞれの立場で知恵を絞って協力し合わなければならないのじゃないかと、いろいろな自分の私見を述べたわけでございます。それを比喩するに当たって、ガリバーと小人というよくな表現の中で、新規参入を志している人を別に

小人になぞらえたわけではありませんけれども、
 こういう人々もある程度の協力体制でないといふと、
 てもじやないけれども、何といつても、電電は新
 電電になつても巨大でございますし、その持てる
 ネット、それに持てる人材、持てる技術、あらゆる
 角度から見ても、それはもうまさにガリバーと
 小人的な戦いであつて、それをやるためには第二
 電電、第三電電、仮に参入するといひまして、
 あくまでも競争的協調という言葉、これは電電の
 総裁も使つておるわけでございますが、そういう
 た形の中で、健全な競争原理で公的な使命も全う
 していただくという、二重のそういう条件の中
 でやるためには、そうあつた方がいいのではなかつ

○安井委員　もう一つ、その第二電電のダイヤルのけた数の問題がありますが、アメリカは、A T & Tは日本と同じ十けた、しかしM C IとかG T Eは二十二けたですね。その二十二けたと十けたの差が、料金の大きな差がある、遠距離は料金は安いですからね。それを不便さというので若干カパーしているということのようであります。しかし、アメリカもそれではイコールフットイングにならないというので、それぞれが同じけた数になるような方向での方向づけをしているようであります。この委員会、第二電電のけた数の問題について二十けたですか、何とかというふうにおおっしゃったそうでありますけれども、それが交換機の取りかえや何かでプラス五けたくらいで済むものじゃないかというふうなおおっしゃり方だったそうです。あります、その費用は一体どちらが出すのですか。そして、そういう問題はいつごろ処理されるおつもりか、それを伺います。

○山口説明員 お答えします。

先ほどの当委員会では、二十数けたという話をたたき合いましたが、これはやはりアメリカの場合と同じような状態の場合を申し上げまして、実際に私どもが考えておりますのは、やはり基幹回線に新規参入がまず具体的には入ってくるんじゃないかと思ひます。そうしますと、アメリカと似た状態が若干違ひまして、今、先生がおっしゃつたように、数けた以内で恐らく実現できると思ひますし、それが新規通信事業者の回線を優先的に予約して使う、こういうことになりますと、全く同じに扱うことができると思ひます。これは技術的には別に難しい問題でもありませんし、実行可

そのときの費用につきましては、これはやはり私どもは、新規参入側の方が費用を負担していたくものだと思っております。

○安井委員 アメリカの例ばかり挙げるわけでありませうけれども、A T & Tとそれをイコールフットィングにするために、プラス四けた、つまり十四けた、十四けたでどちらもやる、それでイコールにするという考え方があるようでありませうけれども、日本の場合どうなんですか、その場合、

たから、それなりました。競争を働かせるという上において、遠距離は料金は下がるかもしれないが、現在かけている公社の人も全部四けた余計に回させられる、第二電電とイコールにするためにですよ。そういう問題が起きるようでは、これは何の競争原理か。今、我々は十けたで全国かけているわけです。それを新しいものと一緒にするためにこつちもけた数をふやさなければいかぬ、そういうような言い方では、国民はなかなか納得しないと思うのですが、その辺はどうお考えですか。

○山口説明員　ですから、ただいま申しましたように、最初にこちらの回線を使うというふうに登録されておりまして、けた数というのは、現在より一けたか二けたはふやさなければいけません。それから、その程度で済むと思いますし、それから、そうでなくて新電電の回線も使う、それからいわゆる第二電電の回線も使う、両方使うというような格好になりますと、その辺の識別をするために二けたぐらい、あるいはもうちょっとになるかも知れませんが、上積みになると思います。

○安井委員 公社の方もですか。

○山口説明員 公社自体は従前どおりでございます。

○安井委員　これはいろいろな問題が出てくると思いますので、さらに検討していただきたいと思います。

郵政大臣、昭和六十二年からですが、新しい第二電電や第三電電ができるようになったら、郵政

省は新電電を使うのですか。それとも第二電電を使うのですか。

○奥田国務大臣　監督官庁という言葉がどうかかわりませんけれども、我々はやはり、役所の効率性、経費の面も含めて、恐らくそのときの担当大臣が決めると思いますが、私は先ほども言いましたように、双方好ましい形での競争的協調の中で、いい意味の効率性を發揮していただきまして、お互いに似通った形の安い料金という形で還元されるならば、双方平等な形で使うことが一番好ましいと思っております。

○安井委員 これはテキサス州の州政府で聞いた話なんですけれども、一定の回線を保証することによって料金を安くしてもらえという仕組みがありまして、今の電電でもあるわけですが、つまり燃料金ですか。そういうことになりますと、MCIやGTEの方もこうやって来るわけですよ、私の方はこれだけおまけしますと。だから、それはテキサスの場合は入札です。大臣が勝手に決めるということになると、今度は請負業者と同じなんですから、これは今までと違うわけですね。国なり自

治体はどちらを選択するかということになるわけ
です。それは六十二年に第二電電以下がどんな格
好でできるのかもよりますよ。よりますけれど
も、アメリカの国や自治体はそこまで今追ひ詰め
られていきます。それは請負業者もいろいろなあれ
があつても、私はだれです、こういうふうな勝手
にいかないのですからね。それと同じようなこと
になるわけですよ、電々も公社じゃないのですか
ら。だから、そういう問題も起きてテキサス州政
府では、それによつて電話は、交換機から何から

全体的なあれで、そのつけかえやなんかで、ことしの電話の予算は普通の年の予算よりも二五%ふえます、こう言っていました。そういう問題も起きてくるのですね。ですから、新しい問題との取り組みにおいては、何かやらせておけばいいんだ、何とかなるだろう、ケセラセラというのがありますが、そういうところで第二電電の問題を考えていては、私は、大変困る事態が起きると

思いますよ。そのことを一つ指摘しておきたいと思ひます。

それから、特別第二種の基準が、政省令事項の資料をいただいた中でははっきり書いてありませんね。これはどういふのですか、その後の検討の結果を教えてください。

○小山政府委員 これにつきましては、本委員会に御提出申し上げました内容に入っておりますが、その後、当委員会の質疑に對しまして私から申し上げておりますが、特別第二種のこれは法律によつて、どれくらい回線敷にやるかを政令で決める、こうなっておりますので、どれくらいの規模かといふことにつきまして、大体の見通しといたしまして、千二百ビット換算五百回線程度といふことを一つの限界にして特別第二種と一般第二種に分けたい、こういうふうな郵政省原案を持てたいといふことを申し上げました。

○安井委員 それはほかの省とも調整済みなんです。

○小山政府委員 これはまだ法律ができておりませんので、各省照会をするといふようなことは形式的にもできないといふことございまして、あくまでも郵政省原案でございます。

○安井委員 アメリカの話になつて恐縮ですがけれども、これはアメリカの商務省の高官でありますけれども、パーティーで会つたら、電電の今度の法律の中で、外資の問題でアメリカの言ふとおりになつたでしようといふような話をしたら、いや、それはそのとおりになりました、しかしまだ政令が残つています、こう言いましたね。私もびっくりした。とにかく、郵政省よりも詳しいといふわけにいきませんが、我々より詳しいことは間違いないですよ。国際的にもそれぐらい大きな関心の的になつてゐるのです。国内的にはもちろんです。ですから、これはやはり郵政省だけの考え方でいけるわけはないのですから、この審議が終わるまでの間にはやはり明確にしてもらなければいけません。

我々は、政省令の内容を明らかにしなければ審

議に入れませんよと言つた。ところが出してこられたものは、まだこれからです、こう書いてあるわけですから、それでは何も我々の要求にこたえた資料提出の姿じゃないと思ひます。だからやはり、こういう何から何までと私は言ひませんけれども、この法律の運命を決するやうな重大な問題については、それは法律で通れば後で決めますよ、では我々は納得できませんからね。ひとつ大臣、はっきり法律の審議中にそれは明確にすべきだと思ひますが、どうですか。

○奥田国務大臣 先生の御指摘の趣旨はよくわかりますけれども、この法案がある程度成立しないと、各省間のそういう細部にわたつての特に第二種特別、VANの問題を含めてのことでございますけれども、すり合わせはなかなか事務的には困難ではなからうかと思ひます。もちろん水面下と言つたらおかしいですけれども、既に内々には郵政原案といふものは、各省に示しておるという段階でございます。

○安井委員 それは法律が通らなければきつとした処理はできないのはわかりますけれども、それが明確にされなければこの法律通しませんよ、あるいは通りませんよ、そういうことでやはりお話し合ひがされて、ここで明確に示していただく、私はそうでなければいかぬと思ひます。

○奥田国務大臣 したがつて、郵政原案で決まるように、先ほど先生には郵政原案の形での一つの数字的根拠を示したと思つております。

○安井委員 そのことを重ねて言ひませんけれども、お願いしておきます。

それから、郵政大臣の規制が至るところに郵政大臣、郵政大臣と出てきて、これはもう大臣随分この法律通つたらお忙しくなるんじゃないかと思ふのですが、これは郵政省の機構そのものは、中央及び地方の機構の拡大になつていくんじゃないかといふ心配があるわけでありまして、それでは行革逆行ではないかといふことで心配をしております。それがあつたらうというわけでもありませんけれども、私どもは電氣通信監理委員会というものの設

置を提唱してゐるわけです。つまり、今は何もかも郵政大臣ばかりですけれども、アメリカのFCCが頭にあるわけでもありませんが、少なくとも料金の認可事務、これは別機関で処理をする。その中には利用者代表も入れていただいた総理直属の行政機関といふやうなものが、そういう行政機関をつくらせてやるということが大切なことではないかといふ考え方を持っております。その二つの点について伺ひます。

○奥田国務大臣 補足する点は担当の局長で答弁させますけれども、確かに、特に料金認可といふやうな問題は、国民生活なり産業経済全般に及ぼす影響といふものは直接的でございます。したがつてそういう点、公正妥當な一つの料金決定の原則、そういう効率的な経営の中から生まれてくる適正料金等はどういう形でやたらいいかといふやうな形は、今、電氣通信審議会において諮問もいたしておるところでございます。

したがつて、私は午前中の方にもお答えいたしましたけれども、そういう料金認可に当たりましては、国会の当委員会でも認可に当たる経緯等については慎重に御相談してまいる、そして国民からいささかの御批判も受けないやうな形での手続と申しますか、そういう形の中で認可を決定していくといふ形が妥當であらうといふことでお答えしたわけでございます。

ただ、そのために新しいFCC的な、独立的なこういった形をつくつた方がいか悪いかといふ形の議論になりますけれども、その点は今のところ考へていないところでございます。

○小山政府委員 先ほどの許可の件でございます。非常に細かいことでございますけれども、数字が出ましたので申し上げますけれども、まず公衆電氣通信法と事業法との関係でございますが、現在、公衆電氣通信法、現在の法律でございます。これの許可件数は三十四でございます。これに對しまして、電氣通信事業法では六になつておりますので、非常に減つておるわけでございます。

それから、それでは類似の例えれば電氣事業法の電力でございます。電氣事業法や道路運送法との関係はどういふことでございますか。

まず許可の件数でございますが、電氣通信事業法では八になつておるのに對しまして、電氣事業法二十一、道路運送法十六。次に、認可は、同じように電氣通信事業法十九、電氣事業法は十五で四件少ないです。ところが、道路運送法では二十四でございます。それから届け出は、電氣通信事業法が三十、電氣事業法が三十四、道路運送法二十七でございます。

合計いたしますと、許可、認可、届け出合わせまして、電氣通信事業法では五十七、電氣事業法では七十、道路運送法では六十七といふことになつております。

あえて数字を申し上げまして、いろいろな横並びの問題とかそれから今までの法規制の比較、よく御批判いただきたいと存じます。

○安井委員 まだたくさんありますけれども、時間ですから終わります。

○志賀委員長 次回は、明日金曜日午前十時から公聴会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時六分散会